

美浜町国土強靱化地域計画

美浜町

目次

第1章 計画の概要	- 1 -
1. 計画の位置づけ	- 1 -
2. 計画の期間	- 3 -
3. 計画策定の進め方	- 3 -
第2章 本町の概況と特性	- 4 -
1. 町の概況と特性	- 4 -
1-1 自然的条件	- 4 -
1-2 社会的条件	- 6 -
1-3 防災対策状況	- 9 -
2. 自然災害等	- 14 -
2-1 既往災害状況	- 14 -
2-2 想定される主な自然災害	- 15 -
3. 上位計画及び関連計画	- 16 -
第3章 基本的な考え方	- 23 -
1. 基本目標及び事前に備えるべき目標	- 23 -
1-1 基本目標	- 23 -
1-2 事前に備えるべき目標	- 23 -
第4章 推進方針策定に向けた基本的な考え方	- 24 -
1. 脆弱性評価の考え方	- 24 -
2. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	- 25 -
3. リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定	- 26 -
第5章 リスクシナリオごとの脆弱性評価と推進方針及び重要業績指標	- 27 -
1. 人命の保護	- 27 -
2. 救助・救急、医療活動等の迅速な対応	- 33 -
3. 行政機能の確保	- 38 -
4. 情報通信機能の確保	- 40 -
5. 経済活動の維持	- 43 -
6. ライフライン（電気、上下水道、交通網、燃料等）の確保	- 44 -
7. 二次災害の防止	- 46 -
8. 迅速な再建・回復	- 49 -
第6章 計画の推進	- 52 -
1. 計画の推進体制	- 52 -
2. 各種施策の推進と進捗管理	- 52 -

第1章 計画の概要

1. 計画の位置づけ

1) 国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ

美浜町国土強靱化地域計画（以下、「本計画」と言います。）は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）（以下、「国土強靱化基本法」と言います。）第13条の規定に基づき、美浜町（以下、「本町」と言います。）における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、他の分野別計画の指針となる計画です。

そのため、「福井県国土強靱化地域計画」が、本町を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つとともに、行政経営の総合的な指針である第五次美浜町総合振興計画との整合・調和を図りながら策定し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき策定した美浜町地域防災計画と役割分担を図りながら本町の強靱化を目指します。

また、地域の強靱化は、大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力増進をもたらし、持続的な成長を促すことで、地域の活性化に結び付くものであるため、第2期美浜創生総合戦略と連携して取組を進めます。

2) 上位計画

① 国土強靱化基本計画

国土強靱化基本計画は、国土の健康診断にあたる脆弱性評価を踏まえて、強靱な国づくりのためのいわば処方箋を示したものであり、また、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして策定されたものです。国の防災基本計画と並び、日本の災害対応の骨格をなすものとされています。

② 福井県国土強靱化地域計画

福井県国土強靱化地域計画は、国の基本計画と調和する形で、2018（平成30）年度から2022（令和4）年度までの計画期間で策定されたものです。県では、この計画に沿って必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくこととしています。

3) 地域防災計画との違い

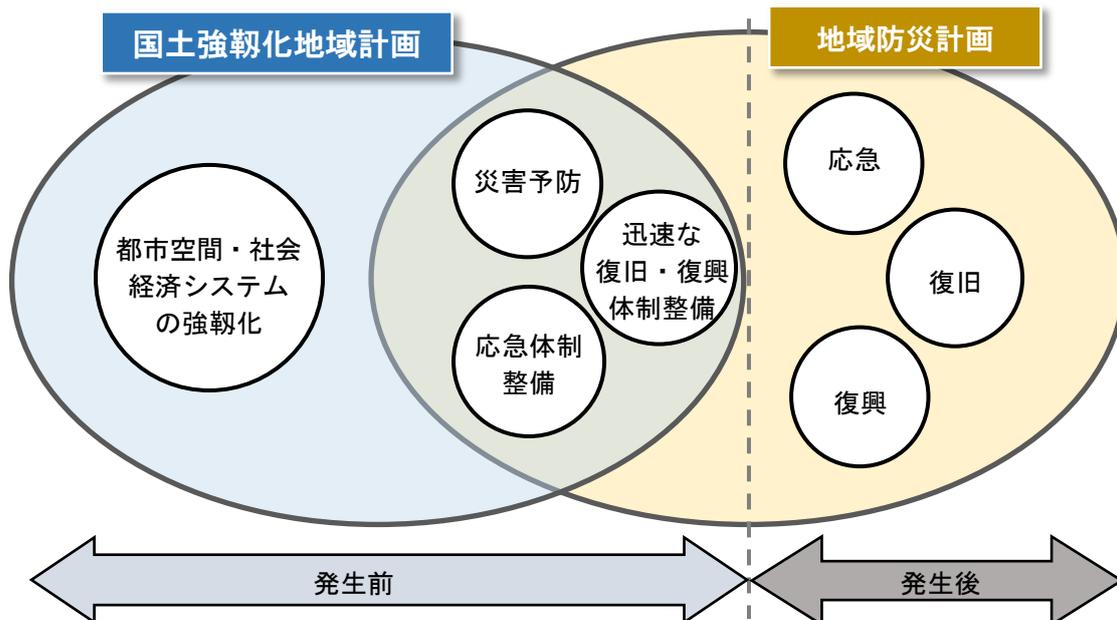
「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるもので、「美浜町地域防災計画」（2019（平成31）年3月）では、「一般災害対策計画」、「震災対策計画」及び「原子力災害対策計画」のリスクごとに計画が立てられています。

一方、「国土強靱化」は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくものです。

そのため、強靱化の計画は、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチから、強靱な国づくり、地域づくり、仕組みづくりを平時から持続的に展開する、強靱化の取り組みの方向性・内容を取りまとめたものです。

■ 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
対象フェーズ	災害発生前	災害発生前・発生時・発生後
施策の設定方法	脆弱性評価 リスクシナリオに合わせた施策	無
施策の重点化・指標	有	無



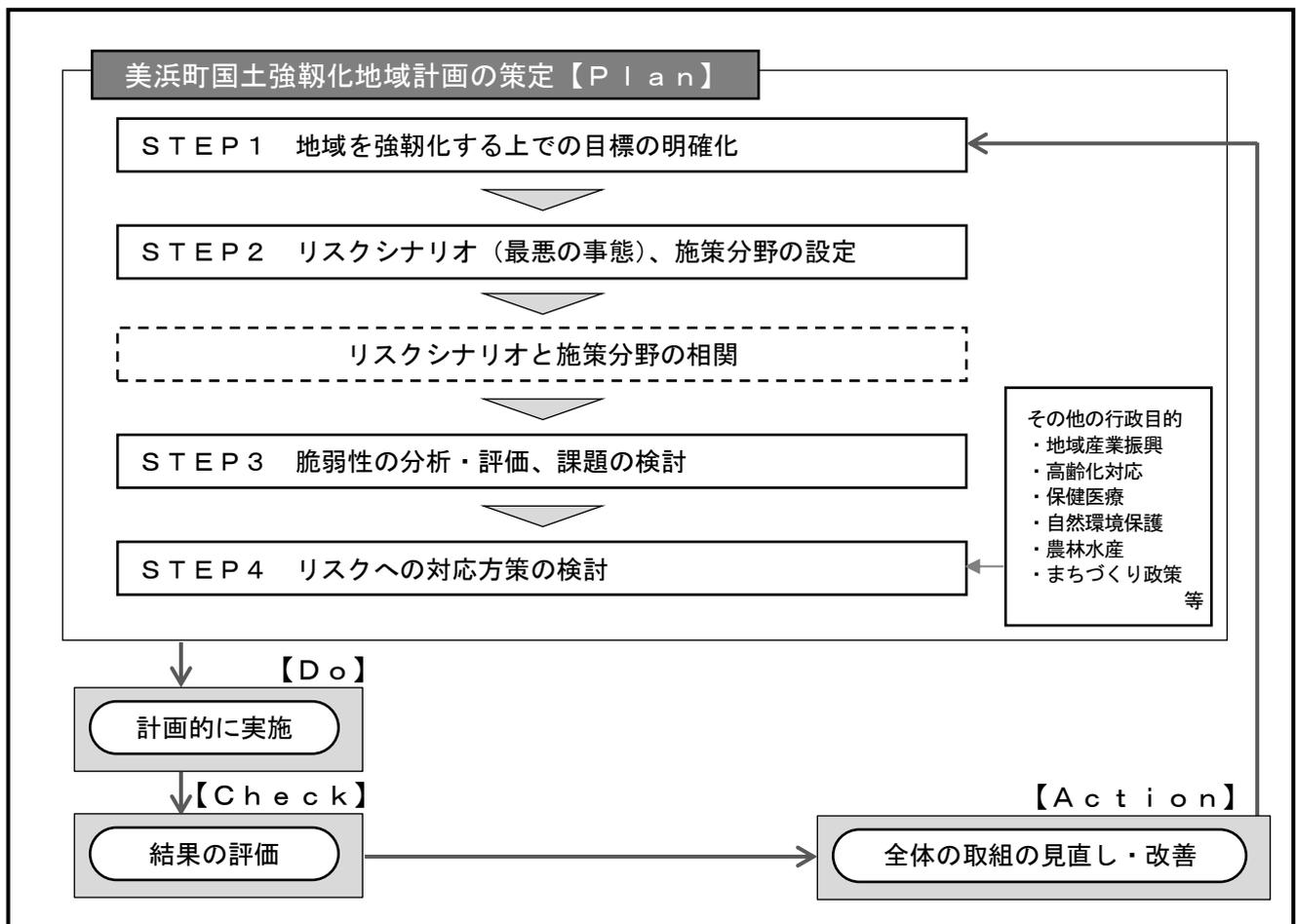
2. 計画の期間

本計画の対象期間は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間とします。

3. 計画策定の進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、以下の手順により策定を行います。

- STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化
- STEP 2 リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定
- STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- STEP 4 リスクへの対応方策の検討



第2章 本町の概況と特性

1. 町の概況と特性

1-1 自然的条件

1) 位置、地勢、気候

本町は、東経135度56分26秒、北緯35度36分05秒、福井県の南西部、嶺南地方に位置し、東は敦賀市、西は三方上中郡若狭町、南は滋賀県高島市にそれぞれ接し、北は若狭湾に面しています。

町域は、東西約19km、南北約27km、面積152.35km²となっており、総面積の約8割を森林が占めています。

地形は、沿岸部はリアス式海岸を示し、中央部を北流する耳川の下流部には海岸平野が開けています。中部以南や外周部などでは山地の地形を示し、三国山(876m)、赤坂山(824m)、雲谷山(787m)などの急峻な山地が広がっています。

町の中央にはJ R小浜線及び国道27号が並行して東西に横断し地域経済の動脈となっており、2014(平成26)年7月に全線開通した舞鶴若狭自動車道とともに関西中京圏との広域ネットワークが図られ、さらには敦賀新港の整備と合わせて交通の要衝地となっています。

町の気候は、日本海型気候を示し、年平均気温は15.1℃(2008(平成20)年～2017(平成29)年の10年間平均：気象庁ホームページ・美浜地点)で、同じく年間降水量は平均2,369mmとなっています。冬季の積雪は12月から3月までは山間部を中心としてかなりの積雪量があります。



図. 美浜町位置図



写真. 三方五湖



写真. 水晶浜

2) 土地利用

本町の地目別土地面積（2019（平成31）年1月1日現在）は右図に示すとおりで、その他が町全域の約63%を占め最も多くなっており、次いで山林が約27%、田が約6%などとなっています。

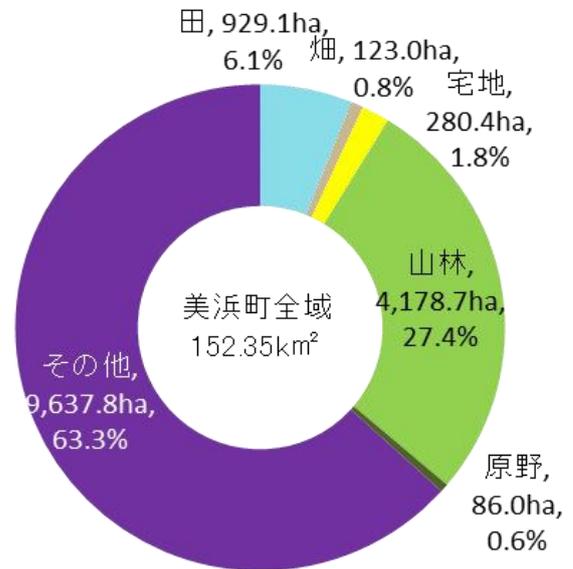


図. 地目別土地面積、割合

その他は雑種地等

[資料：福井県統計年鑑（2018年）]

1-2 社会的条件

1) 総人口・世帯数

本町の1990（平成2）年から2015（平成27）年までの国勢調査による人口、世帯数及び世帯人員の推移を見ると、経年的に人口の減少傾向が顕著で、2015（平成27）年時点では1万人を下回っています。

一方、1995（平成7）年以降、世帯数は経年的に微増傾向にあり、世帯人員は経年的に減少しています。2015（平成27）年では、3,899世帯、約2.5人／世帯となっています。

本町の世帯人員は、全国に比べると高い値となっていますが、県平均より低い値となっています。

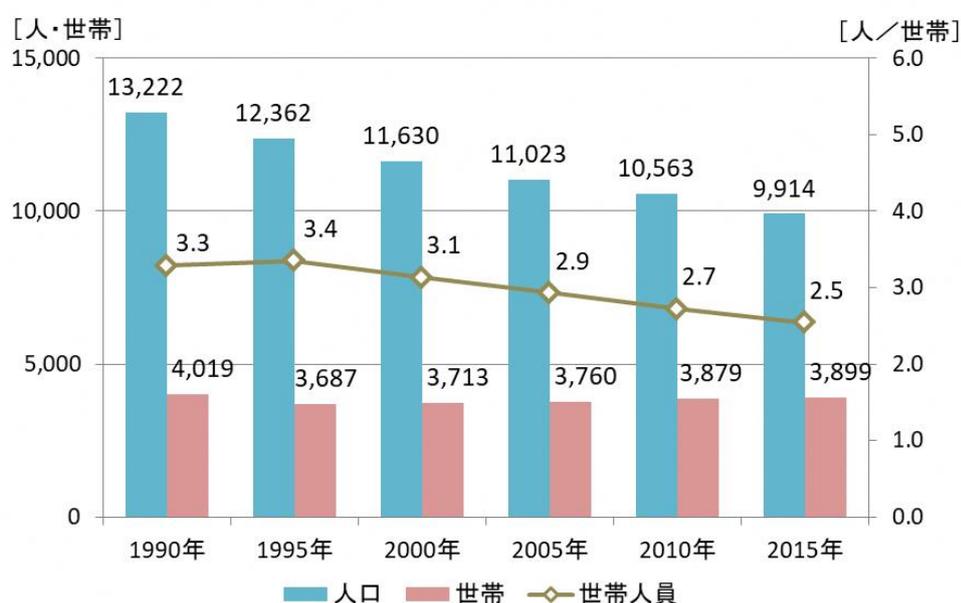


図. 人口、世帯数、世帯人員の推移

表. 人口、世帯数、世帯人員の推移 (単位：人、世帯、人／世帯)

区 分	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
人 口	13,222	12,362	11,630	11,023	10,563	9,914
増 減 率 (%)	—	▲ 6.5	▲ 5.9	▲ 5.2	▲ 4.2	▲ 6.1
世 帯	4,019	3,687	3,713	3,760	3,879	3,899
増 減 率 (%)	—	▲ 8.3	0.7	1.3	3.2	0.5
世 帯 人 員	3.3	3.4	3.1	2.9	2.7	2.5
増 減 率 (%)	—	1.9	▲ 6.6	▲ 6.4	▲ 7.1	▲ 6.6

[資料：各年国勢調査]

表. 人口、世帯数、世帯人員の比較 (単位：人世帯、人／世帯)

区 分	人 口	世帯数	世帯人員
美 浜 町	9,914	3,899	2.54
福 井 県	786,740	279,687	2.81
全 国	127,094,745	53,448,685	2.38

[資料：2015（平成27）年国勢調査]

2) 年齢3区分人口

本町の1990（平成2）年から2015（平成27）年までの国勢調査による年齢3区分人口の推移を見ると、経年的に年少人口と生産年齢人口割合の減少傾向が続く一方、老年人口割合の増加が顕著で、2015（平成27）年では全体の3割以上を占めています。

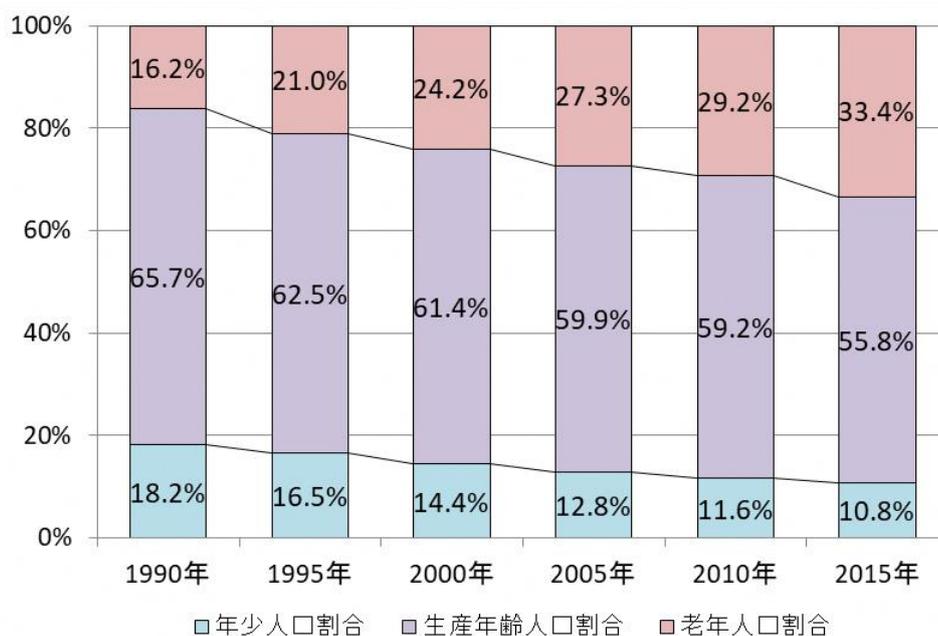


図. 年齢3区分別人口の推移

表. 年齢3区分別人口の推移

(単位：人)

区分	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
年少人口（15歳未満）	2,401 18.2%	2,040 16.5%	1,677 14.4%	1,408 12.8%	1,224 11.6%	1,068 10.8%
生産年齢人口（15～64歳）	8,682 65.7%	7,727 62.5%	7,138 61.4%	6,607 59.9%	6,241 59.2%	5,532 55.8%
老年人口（65歳以上）	2,139 16.2%	2,595 21.0%	2,815 24.2%	3,008 27.3%	3,082 29.2%	3,308 33.4%
合計	13,222 100%	12,362 100%	11,630 100%	11,023 100%	10,563 100%	9,914 100%

[資料：各年国勢調査]

3) 産業別就業人口

本町の1990（平成2）年から2015（平成27）年までの国勢調査による産業別就業人口の推移を見ると、第3次産業はおおむね横ばい傾向にあるものの、経年的に第1次及び第2次の就業人口が減少しています。

2015（平成27）年においては、第1次産業の就業人口が370人（7.0%）、同じく第2次産業が1,161人（22.0%）、第3次産業が3,750人（71.0%）となっており、第3次産業就業人口の全体に占める割合が高いのが特徴的です。

福井県、全国と比較すると、本町においては第1次産業の就業人口割合が高く、また、第3次産業も全国と同様に高い値となっています。

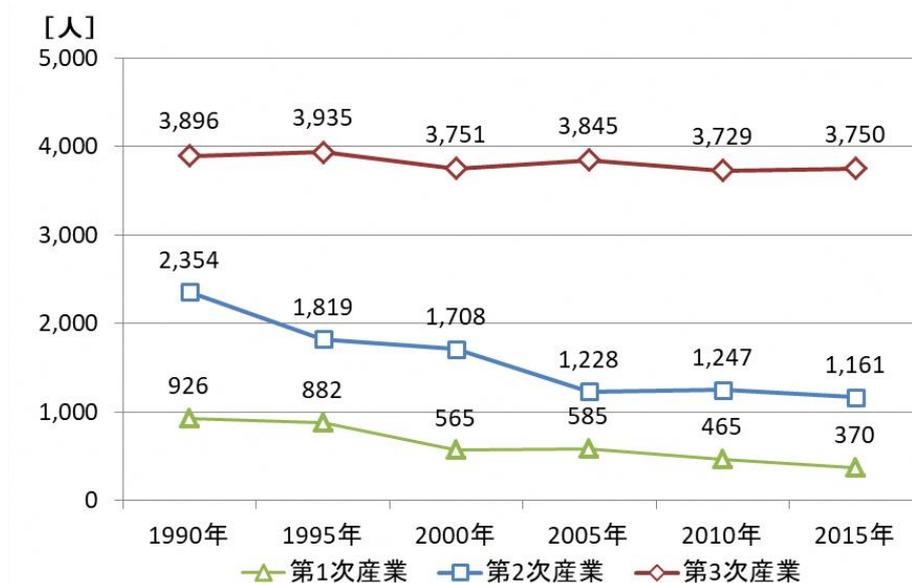


図. 産業別就業人口の推移

表. 産業別就業人口の推移

(単位：人)

区分	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
第1次産業	926 12.9%	882 13.3%	565 9.4%	585 10.3%	465 8.5%	370 7.0%
第2次産業	2,354 32.8%	1,819 27.4%	1,708 28.4%	1,228 21.7%	1,247 22.9%	1,161 22.0%
第3次産業	3,896 54.3%	3,935 59.3%	3,751 62.3%	3,845 68.0%	3,729 68.5%	3,750 71.0%
合計	7,176 100.0%	6,636 100.0%	6,024 100.0%	5,658 100.0%	5,441 100.0%	5,281 100.0%

[資料：各年国勢調査]

表. 産業別就業人口割合の推移

(単位：%)

区分	第1次産業	第2次産業	第3次産業
美浜町	7.0	22.0	71.0
福井県	3.1	31.3	65.0
全国	4.0	25.0	71.0

[資料：2015（平成27）年国勢調査]

1-3 防災対策状況

1) 避難所等

本町の避難場所については、小学校区ごとに学校や公民館、生活改善センターなど合計71箇所を指定しており、合計面積24,948㎡、収容人員11,436人が確保されています。

そのうち、事前に洪水や津波など災害の種類ごとに一定の基準を満たす施設や場所を「指定緊急避難所」として、下表に示す計10箇所を指定しています。

表. 避難場所総数

指定箇所数	面積 (㎡)	収容可能人員 (人)
71箇所	24,948	11,436

[資料：美浜町地域防災計画関係資料]

表. 指定緊急避難所

名称	洪水	がけ崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波
1 美浜町北西郷公民館（旧美浜北小学校）	○	×	○	○	○
2 美浜西小学校	○	○	○	○	○
3 美浜町体育センター	○	○	○	×	○
4 美浜町総合体育館	○	○	○	○	○
5 美浜中央小学校	○	○	○	○	○
6 美浜中学校	○	○	○	○	○
7 美浜町耳公民館新庄分館（旧新庄小学校）	○	○	—	○	○
8 美浜東小学校	○	○	○	○	○
9 美浜町山東公民館菅浜分館（旧菅浜小学校）	○	×	○	○	○
10 美浜町エネルギー環境教育体験館	○	○	○	○	○

※○：適、×：不適、—対象外

[資料：美浜町地域防災計画関係資料]



写真. 指定緊急避難所に指定されている美浜町総合体育館（左）と美浜東小学校（右）

2) 水害対策

本町は大きく若狭湾に面する海岸線を有しており、また、そこには多くの町民が暮らしています。

町では防災知識の普及と適切な避難実施のため、水害タイプごとの浸水情報、避難場所の位置、避難経路等についてわかりやすく示したハザードマップを作成し、広く町民に周知を図っています。

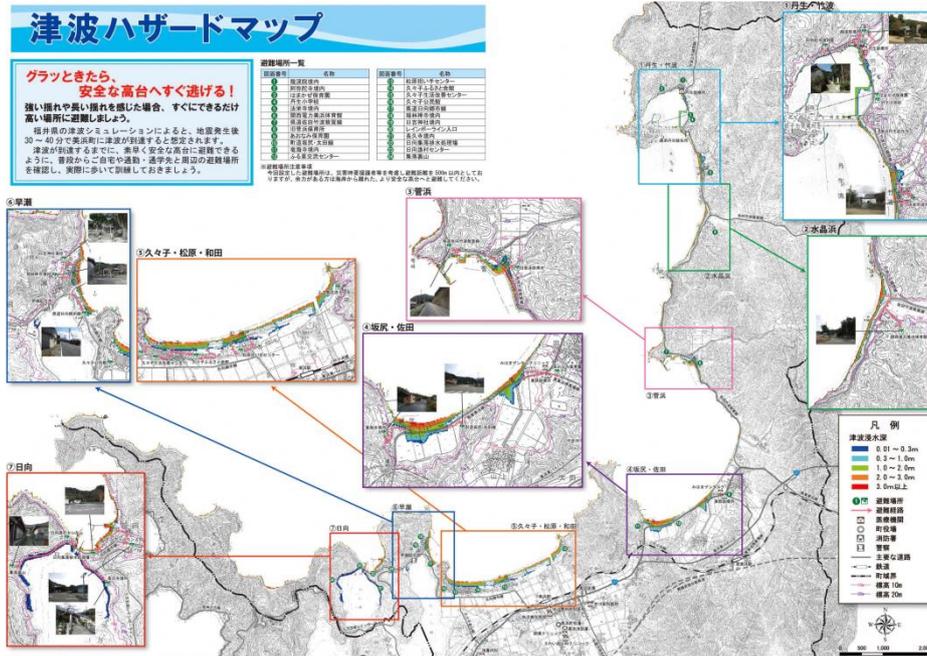


図. 津波ハザードマップ



図. 洪水避難地図 (洪水ハザードマップ)

3) 土砂災害対策

町の総面積の多くを山林が占め、南に標高900m前後の山地が広がり、町の中央を耳川が流れている地形的特性から、山間部や平地部の山際などで急傾斜地が多く分布しています。

このような特性から、本町においては、土石流や地すべり等の土砂災害の危険性の高いエリアが多く分布しており、下表に示すとおり、土石流警戒区域は計170箇所、急傾斜地警戒区域は計213箇所、地すべり警戒区域は計3箇所の合計386箇所の土砂災害警戒区域が指定されています。

本町では、それら土砂災害警戒区域等を対象に、防災ハンドブックやハザードマップ、県が設置する表示板等を活用して広く町民に周知を図るとともに、避難体制の整備や土砂災害特別警戒区域内における開発行為の制限などにより、総合的な土砂災害対策を推進しています。

表. 町内の土砂災害警戒区域等指定状況

(単位: 箇所)

区分	土石流		急傾斜地		地すべり		計	
	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別
計	170	149	213	205	3	0	386	354

[資料: 福井県HP 土砂災害防止法 区域指定 (美浜町) (令和3年3月末閲覧)]

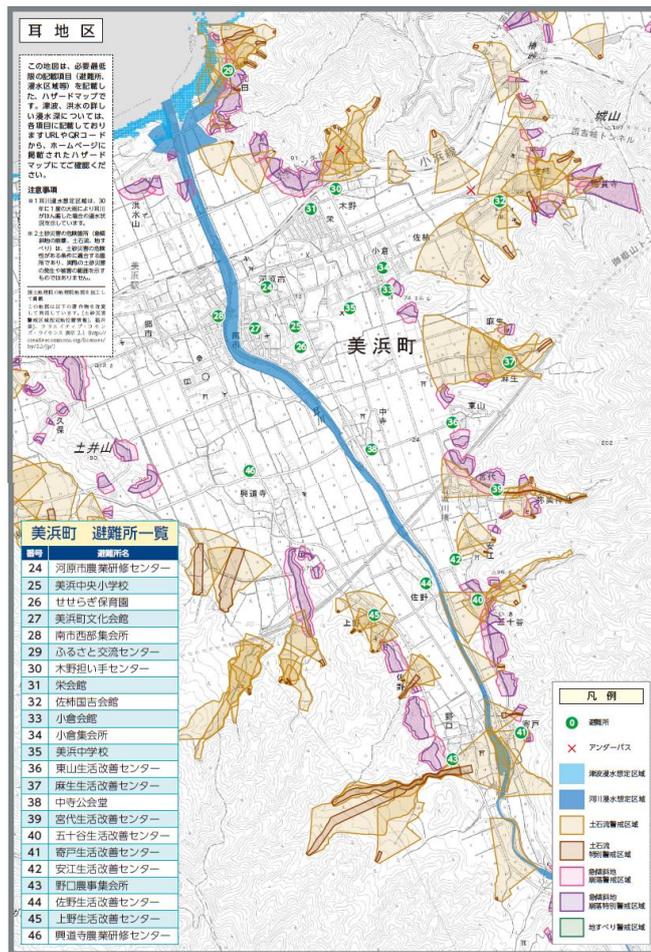


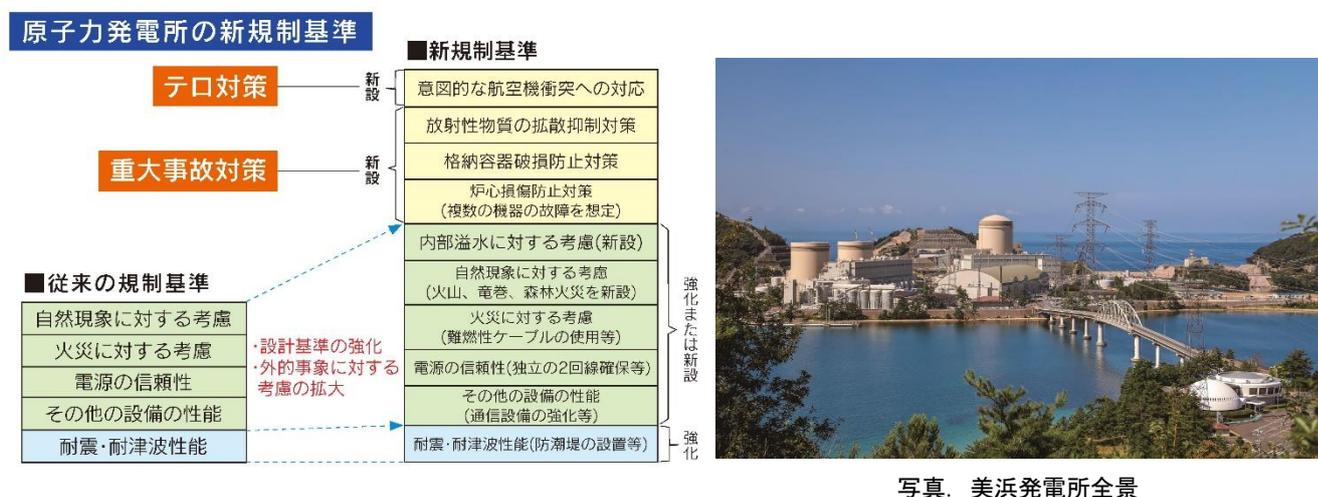
図. 耳地区における防災ハザードマップ

4) 原子力災害対策

本町に立地する美浜発電所においては、1、2号機が2016（平成27）年4月に運転を終了し、2018（平成29）年4月に廃止措置計画の認可を受けたことから、現在約30年とされる廃止措置工事が進められています。また、3号機については、運転期間を60年とする運転期間延長認可を得た上で、安全性向上対策工事が実施され、2020（令和2）年9月に完了しました。

県とともに施設設置者との間に安全協定を締結し、原子力発電所の運転管理状況や建設状況等の報告を受け、議会とともにその安全を確認しているほか、美浜町原子力環境安全監視委員会を設置し、安全監視を行ってきています。

さらに、万が一の災害に備えて原子力防災計画を策定し、防災体制を整える等、安全・安心の確保に努めています。



新規制基準に基づき美浜発電所3号機で進められている安全対策

- ①事故発生防止 …地震や津波、竜巻等の自然災害や火災から発電所を守る備え
- ②事故進展防止 …電源や冷却機能の強化により原子炉等を安定的に冷却し、重大事故を防ぐ対策
- ③事故拡大防止 …原子炉格納容器の破損防止や放射性物質の拡散抑制等、万一の重大事故に対応するための対策
- ④万一の更なる備え…テロや大規模災害等、あらゆる事態を想定した対策

図. 新規制基準を踏まえた3号機の安全性向上対策の概要

[資料：美浜町、関西電力美浜発電所]

5) 消防・防災体制

本町は一部事務組合である敦賀美方消防組合に属しており、敦賀市、若狭町及び本町の1市2町で消防事務を共同処理しています。敦賀市に消防本部・署を設置し、本町及び若狭町（旧三方地区）に消防署、敦賀市東部に分署を設置しています。一方、非常備消防については、本町では4分団の消防団及び女性活動班を編成し（2020（令和2）年4月現在）、敦賀美方消防組合の下、消防団相互の円滑な運営体制を構築しています。

また、町内19地区（2020（令和2）年4月現在）において自主防災組織が設立されています。

町では、地域防災力を充実させ、地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すため、消防施設整備や消防資機材購入のための補助金を交付しています。

また、各集落における自主防災組織の設置及び育成を図るため、組織設立のための諸経費や資機材購入費及び運営費に対して補助金を交付しています。

さらに、町民の防災意識の啓発、防災活動の支援等を行い、町全体の防災力向上及び自主防災活動の促進を図ることを目的として、2020（令和2）年9月に町内在住の防災士を会員とした美浜町防災士の会を設立しています。



写真. 美浜消防署庁舎



写真. 美浜消防署の主要車両

2. 自然災害等

2-1 既往災害状況

1) 風水害等

本町における近年の自然災害の発生状況は以下に示すとおりです。

年月日	災害	本町の被災状況
平成11年8月	集中豪雨	床上浸水15戸、床下浸水109戸、道路冠水、土砂崩れ
平成17年8月	集中豪雨	床上浸水4戸、床下浸水27戸、道路冠水、土砂崩れ
平成24年4月	強風	軽傷者1名
平成25年9月	台風18号	死者1名、 全壊3戸、半壊1戸、一部損壊2戸、床上浸水2戸、床下浸水41戸
平成28年5月	暴風	重傷者1人、軽傷者1人
平成29年10月	台風21号	軽傷者1人、一部損壊50戸、床上浸水3戸
平成30年 1月、2月	大雪	一部損壊10戸
平成30年9月	台風21号	軽傷者1名、一部損壊1戸

2) 地震

本町では、近年に被害の出た地震はありません。

2-2 想定される主な自然災害

国土強靱化基本法では、「大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要」とされています。

本町においては、今後発生が想定され、町民生活や社会経済に甚大な影響を及ぼす以下の自然災害を想定しました。なお、以下の災害は単独で発生するだけでなく、同時または連続して発生する複合災害により、甚大な被害をもたらす可能性があることも想定しています。

1) 風水害等

● 水 害

本町においては、水害の発生が懸念される河川としては耳川があります。全国的にも近年の台風等による河川等の氾濫被害は甚大化しつつあり、河川の氾濫による大規模な水害の発生が懸念されます。

● 津波災害

本町は、若狭湾に面し長く海岸線を有しています。福井県津波浸水想定においても、特に影響が大きいと予測される波源についてシミュレーションを行い、早瀬地区で最大津波高約4.5mが予想されているなど、沿岸部において甚大な津波被害が発生するおそれがあります。

● 土砂災害

山林等が多くを占める本町の地形的特徴からは、土砂災害警戒区域等が数多く分布しています。土砂災害が発生した場合には、建築物等の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあります。

● 雪 害

本町は、「豪雪地帯対策特別措置法」（法律第73号）に基づく豪雪地帯に指定されており、大雪に見舞われた際は、倒木や停電、都市機能の阻害、交通の途絶、孤立などの雪害が発生するおそれがあります。

● 竜巻災害

本町においては、竜巻発生における大きな人的被害は無かったものの、過去に国内で発生した竜巻被害を踏まえると、発生のタイミングは突発的で、局所的な被害が生じるおそれがあります。

2) 地震

2004（平成16）年の新潟県中越地震や2007（平成19）年の能登半島地震など、比較的近い場所で大規模地震が発生しており、本町においても大規模な地震が発生した場合、人的損害及び住家被害が発生するおそれがあります。

3) その他

本計画は大規模自然災害を対象災害としていますが、本町は原子力発電所が立地していることから、原子力災害については国、県と連携し、適切な対策を講じていきます。

3. 上位計画及び関連計画

1) 福井県国土強靱化地域計画

■策定年月		2018（平成30）年10月	
■計画の目的			
2013（平成25）年12月に公布・施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）第13条に基づき、本県の各種計画等において講じるべき防災、減災対策の指針として策定しています。			
■計画期間			
2018（平成30）年度～2022（令和4）年度			
■基本目標・事前に備えるべき目標			
【基本目標】			
① 人命の保護が最大限図られる			
② 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持			
③ 県民の財産および公共施設の被害の最小化			
④ 迅速な復旧復興			
【事前に備えるべき目標】			
① 人命の保護			
② 救助・救急、医療活動等の迅速な対応			
③ 行政機能の確保			
④ 情報通信機能の確保			
⑤ 経済活動の維持			
⑥ ライフライン（電気、上下水道、交通網、燃料等）の確保			
⑦ 二次災害の防止			
⑧ 迅速な再建・回復			
■起きてはならない最悪の事態			
No.	起きてはならない最悪の事態	No.	起きてはならない最悪の事態
1	大規模地震等による住宅・建物の倒壊や火災による多数の死傷者の発生	14	県・市町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
2	大規模津波等による多数の死者の発生	15	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
3	大雪による地域交通・輸送ルートの分断、住宅・建物等の倒壊	16	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺
4	台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地等の浸水	17	ライフライン（電気、上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止
5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	18	地域交通ネットワークが分断する事態
6	情報伝達の不備や危機意識の不足等による避難行動の遅れで死傷者が拡大	19	市街地での大規模火災の発生
7	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	20	海上・臨海部の広域複合災害の発生
8	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	21	ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
9	警察、消防等実働機関の被災等による救助・救急活動の絶対的不足	22	有害物質の大規模拡散・流出
10	医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	23	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
11	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	24	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
12	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	25	道路閉鎖等の復旧・復興を妨げる人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
13	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	26	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

2) 第五次美浜町総合振興計画

■策定年月	2016（平成28）年3月																		
■計画の目的	本町が今後10年間において進むべき方向性（ビジョン）を示すとともに、住民と行政がそれぞれの「役割」と「責任」を自覚し、相互に連携・協働しながら、様々な課題を計画性と戦略性をもって自立したまちづくりを進めていくための基本的な指針となる最も重要な計画として策定しています。																		
■計画期間	2016（平成28）年度～2025（令和7）年度																		
■将来像	<p>第五次美浜町総合振興計画の目指すべき将来像を、基本理念そして本町の課題等を踏まえ、次のとおりとします。</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 10px; text-align: center;"> <p>将来像</p> <p>つく つな つど うま</p> <p>「みんなで 創り 絆ぎ 集う 美し美浜」</p> </div>																		
■国土強靱化に関連する基本目標	<p>基本目標5 快適で安全安心な まち</p> <p>様々な災害から住民の生命と財産を守るため、防災、防犯体制の充実を図るとともに、快適な生活環境を創造し、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。</p> <table border="1"> <tr> <td>5-1. 道路・交通体系の確立</td> </tr> <tr> <td>①主要幹線道の整備 ②交通弱者にやさしい交通環境の整備 ③冬季の交通の確保 ④公共交通ネットワークの維持・最適化</td> </tr> <tr> <td>5-2. 水道・下水道の整備</td> </tr> <tr> <td>①住民ニーズを反映した水道事業の整備 ②水辺環境にやさしい下水道の推進</td> </tr> <tr> <td>5-3. 町土保全対策の推進</td> </tr> <tr> <td>①河川砂防事業の推進 ②急傾斜地等の崩壊防止対策の推進 ③海岸保全対策の推進 ④災害に強いまちづくりの推進</td> </tr> <tr> <td>5-4. 定住・空き家対策の推進</td> </tr> <tr> <td>①若者の定住化促進 ②空き家対策と住環境整備の推進 ③町営住宅の整備</td> </tr> <tr> <td>5-5. 快適な生活環境の推進</td> </tr> <tr> <td>①まちをきれいにする運動の推進 ②生活環境対策の推進 ③特定空き家対策等の推進 ④廃棄物処理対策の推進 ⑤火葬場の適正な運営管理</td> </tr> <tr> <td>5-6. 消費者保護対策の推進</td> </tr> <tr> <td>①消費者の保護 ②消費者活動への支援</td> </tr> <tr> <td>5-7. 交通安全・防犯対策の推進</td> </tr> <tr> <td>①交通安全対策の推進 ②防犯対策の推進</td> </tr> <tr> <td>5-8. 防災体制の充実</td> </tr> <tr> <td>①地域防災力の向上 ②消防体制の充実 ③原子力防災対策の充実 ④国民保護対策の充実</td> </tr> <tr> <td>5-9. 原子力安全確保対策の推進</td> </tr> <tr> <td>①国、県、事業者との連携の強化 ②安全確保体制の強化 ③原子力に対する情報提供と啓発</td> </tr> </table>	5-1. 道路・交通体系の確立	①主要幹線道の整備 ②交通弱者にやさしい交通環境の整備 ③冬季の交通の確保 ④公共交通ネットワークの維持・最適化	5-2. 水道・下水道の整備	①住民ニーズを反映した水道事業の整備 ②水辺環境にやさしい下水道の推進	5-3. 町土保全対策の推進	①河川砂防事業の推進 ②急傾斜地等の崩壊防止対策の推進 ③海岸保全対策の推進 ④災害に強いまちづくりの推進	5-4. 定住・空き家対策の推進	①若者の定住化促進 ②空き家対策と住環境整備の推進 ③町営住宅の整備	5-5. 快適な生活環境の推進	①まちをきれいにする運動の推進 ②生活環境対策の推進 ③特定空き家対策等の推進 ④廃棄物処理対策の推進 ⑤火葬場の適正な運営管理	5-6. 消費者保護対策の推進	①消費者の保護 ②消費者活動への支援	5-7. 交通安全・防犯対策の推進	①交通安全対策の推進 ②防犯対策の推進	5-8. 防災体制の充実	①地域防災力の向上 ②消防体制の充実 ③原子力防災対策の充実 ④国民保護対策の充実	5-9. 原子力安全確保対策の推進	①国、県、事業者との連携の強化 ②安全確保体制の強化 ③原子力に対する情報提供と啓発
5-1. 道路・交通体系の確立																			
①主要幹線道の整備 ②交通弱者にやさしい交通環境の整備 ③冬季の交通の確保 ④公共交通ネットワークの維持・最適化																			
5-2. 水道・下水道の整備																			
①住民ニーズを反映した水道事業の整備 ②水辺環境にやさしい下水道の推進																			
5-3. 町土保全対策の推進																			
①河川砂防事業の推進 ②急傾斜地等の崩壊防止対策の推進 ③海岸保全対策の推進 ④災害に強いまちづくりの推進																			
5-4. 定住・空き家対策の推進																			
①若者の定住化促進 ②空き家対策と住環境整備の推進 ③町営住宅の整備																			
5-5. 快適な生活環境の推進																			
①まちをきれいにする運動の推進 ②生活環境対策の推進 ③特定空き家対策等の推進 ④廃棄物処理対策の推進 ⑤火葬場の適正な運営管理																			
5-6. 消費者保護対策の推進																			
①消費者の保護 ②消費者活動への支援																			
5-7. 交通安全・防犯対策の推進																			
①交通安全対策の推進 ②防犯対策の推進																			
5-8. 防災体制の充実																			
①地域防災力の向上 ②消防体制の充実 ③原子力防災対策の充実 ④国民保護対策の充実																			
5-9. 原子力安全確保対策の推進																			
①国、県、事業者との連携の強化 ②安全確保体制の強化 ③原子力に対する情報提供と啓発																			

3) 第2期美浜創生総合戦略

■策定年月	2021（令和3）年3月																						
■計画の目的	本町においても、出生数の減少や若年層を中心とした人口流出などにより、将来的に人口が大幅に減少し、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）に準拠した推計によれば、2040年には7,176人にまで減少すると予想されている中、「人口ビジョン」により、現状分析と中長期の人口推計を実施したうえで、人口減少対策に町をあげて取り組むための方針として策定されています。																						
■計画期間	2021（令和3）年度～2025（令和7）年度																						
■基本目標	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">基本目標1 若者・女性に魅力ある“しごと”の創出</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基本施策</td> <td>1 若者・女性の新たなチャレンジを応援</td> </tr> <tr> <td>2 企業誘致の促進による働く場所の確保と新しい働き方の推進</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基本目標2 人との新たなつながりを築く“交流”の拡大</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基本施策</td> <td>1 人との新たなつながりを構築</td> </tr> <tr> <td>2 観光資源を活用した交流人口の拡大</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基本目標3 希望を叶える“結婚・出産・子育て”を応援</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基本施策</td> <td>1 新たな出会いの創出とライフデザインの意識向上</td> </tr> <tr> <td>2 子育て環境の充実</td> </tr> <tr> <td>3 教育環境の充実</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基本目標4 幸せを実感できる“暮らし”の充実</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基本施策</td> <td>1 若者・子育て世代に魅力ある住まいづくり</td> </tr> <tr> <td>2 安全・安心で快適な暮らしづくり</td> </tr> <tr> <td>3 地域で支え合う福祉と健康の社会づくり</td> </tr> </table>	基本目標1 若者・女性に魅力ある“しごと”の創出		基本施策	1 若者・女性の新たなチャレンジを応援	2 企業誘致の促進による働く場所の確保と新しい働き方の推進	基本目標2 人との新たなつながりを築く“交流”の拡大		基本施策	1 人との新たなつながりを構築	2 観光資源を活用した交流人口の拡大	基本目標3 希望を叶える“結婚・出産・子育て”を応援		基本施策	1 新たな出会いの創出とライフデザインの意識向上	2 子育て環境の充実	3 教育環境の充実	基本目標4 幸せを実感できる“暮らし”の充実		基本施策	1 若者・子育て世代に魅力ある住まいづくり	2 安全・安心で快適な暮らしづくり	3 地域で支え合う福祉と健康の社会づくり
基本目標1 若者・女性に魅力ある“しごと”の創出																							
基本施策	1 若者・女性の新たなチャレンジを応援																						
	2 企業誘致の促進による働く場所の確保と新しい働き方の推進																						
基本目標2 人との新たなつながりを築く“交流”の拡大																							
基本施策	1 人との新たなつながりを構築																						
	2 観光資源を活用した交流人口の拡大																						
基本目標3 希望を叶える“結婚・出産・子育て”を応援																							
基本施策	1 新たな出会いの創出とライフデザインの意識向上																						
	2 子育て環境の充実																						
	3 教育環境の充実																						
基本目標4 幸せを実感できる“暮らし”の充実																							
基本施策	1 若者・子育て世代に魅力ある住まいづくり																						
	2 安全・安心で快適な暮らしづくり																						
	3 地域で支え合う福祉と健康の社会づくり																						
 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;">2040年 7,900人を維持</div>																							

4) 美浜町地域防災計画

■策定年月	2019（平成31）年3月
■計画の目的	<p>自然災害や原子力災害の予防、災害応急対策及び災害復旧等の計画的・有効的な実施により、住民の生命・身体・財産の保護や、災害による被害の軽減を目的に町が策定しているものです。</p> <p>計画は「一般災害対策計画」、「震災対策計画」、「原子力災害対策計画」の3つに分かれており、災害の予防や応急対策、復旧等の計画を定めています。</p>
■地域防災計画の位置づけ	

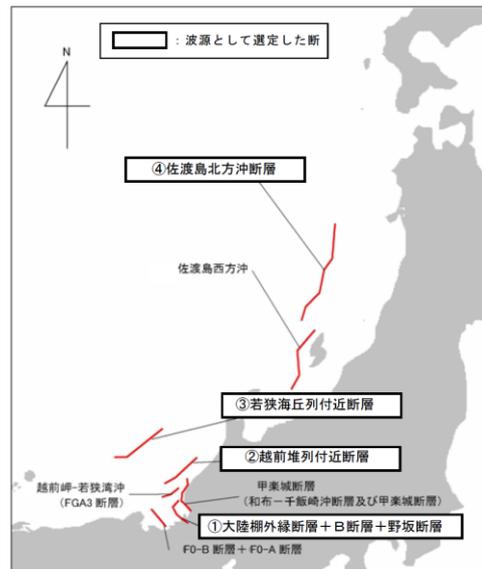
表. 波源別本町沿岸部までの最大津波高

	①野坂、B及び大陸棚外縁断層	②越前堆列付近断層	③若狭海丘列付近断層	④佐渡島北方冲断層
丹生	2.14	3.00	3.13	3.83
竹波	2.20	2.27	3.42	2.42
菅浜	2.13	2.80	3.40	2.71
北田	2.44	2.38	3.02	2.28
佐田	2.70	2.34	2.87	2.77
山上	2.55	2.07	2.92	2.31
坂尻	2.47	2.46	5.81	2.50
和田	2.53	2.28	3.51	2.21
郷市	2.43	2.00	3.32	2.09
松原	2.50	2.16	3.42	2.43
久々子	2.58	2.24	2.95	2.16
早瀬	3.09	2.68	3.85	2.97
日向	2.80	2.80	4.88	2.80

表. 波源別本町までの津波到達時間一覧

	①野坂、B及び大陸棚外縁断層		②越前堆列付近断層		③若狭海丘列付近断層		④佐渡島北方冲断層	
	第一波到達時間(分)	最大波高到達時間(分)	第一波到達時間(分)	最大波高到達時間(分)	第一波到達時間(分)	最大波高到達時間(分)	第一波到達時間(分)	最大波高到達時間(分)
丹生	2	5	23	23	34	36	81	142
竹波	7	39	27	28	39	40	86	164
菅浜	8	15	28	28	39	41	86	166
北田	13	89	33	81	44	45	92	170
佐田	14	89	35	180	46	47	93	171
山上	14	89	35	178	46	47	93	171
坂尻	10	15	30	31	41	43	88	173
和田	11	16	31	73	42	44	87	184
郷市	12	17	32	74	43	45	89	210
松原	12	17	32	72	43	45	88	130
久々子	11	17	31	37	42	45	90	212
早瀬	8	13	28	28	39	41	86	180
日向	6	6	24	24	35	37	81	141

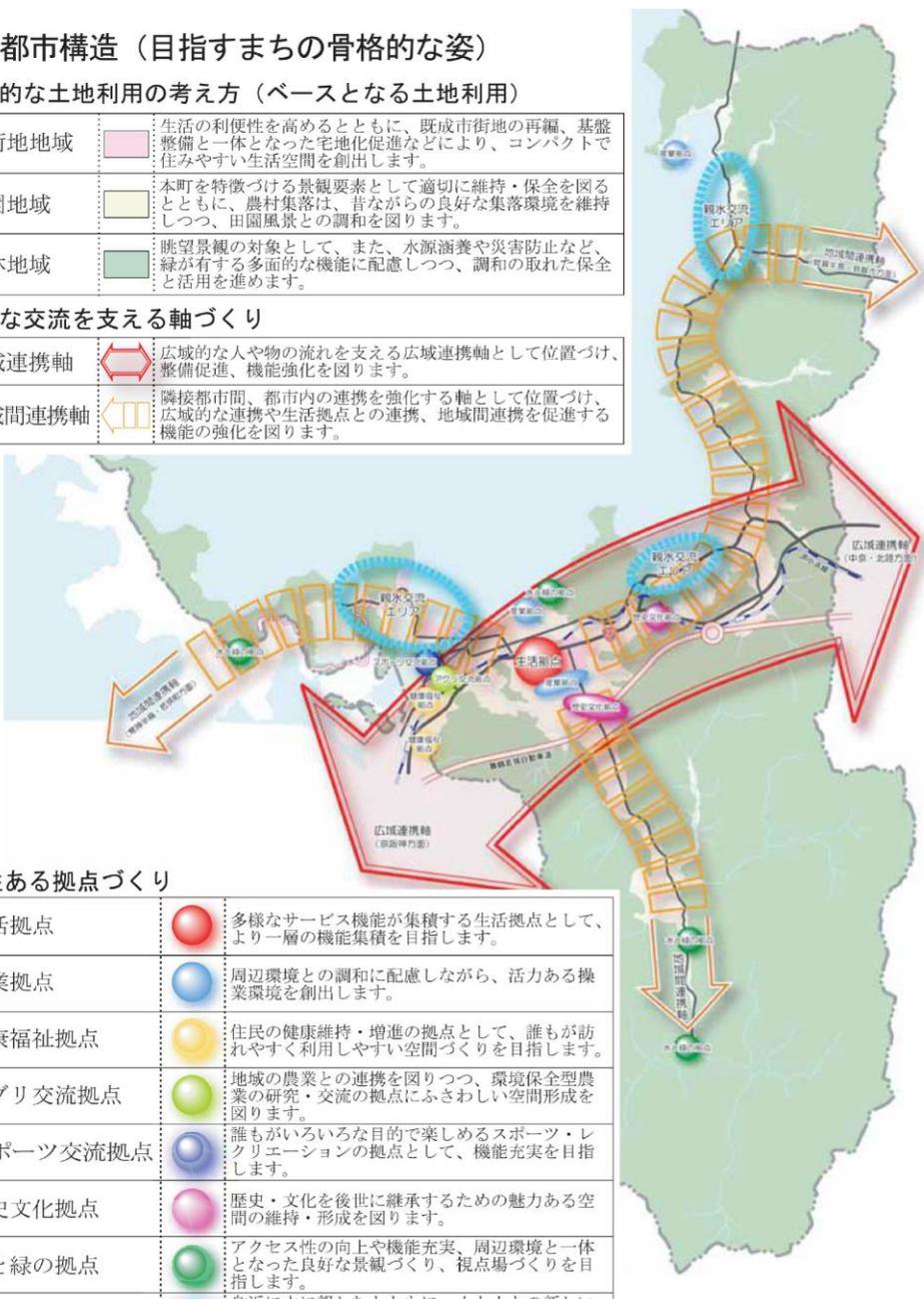
図. 福井県による津波シミュレーション波源選定断層



[出典: 美浜町地域防災計画震災対策計画]

[出典: 美浜町地域防災計画]

5) 美浜町都市計画マスタープラン

<p>■策定年月</p>	<p>2011（平成23）年9月</p>																																							
<p>■計画の目的</p> <p>都市計画法第18条の2に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、第四次美浜町総合振興計画などを踏まえて、美浜町における都市の将来像や土地利用などの基本方向を明らかにするとともに、地域毎のまちづくりの方針を定めることにより、町における今後のまちづくりの総合的な指針となるものです。</p>																																								
<p>■計画期間</p>																																								
<p>2011（平成23）年度～2030（令和12）年度</p>																																								
<p>■将来都市構造</p>																																								
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>将来都市構造（目指すまちの骨格的な姿）</p> <p>基本的な土地利用の考え方（ベースとなる土地利用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">市街地地域</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">生活の利便性を高めるとともに、既成市街地の再編、基盤整備と一体となった宅地化促進などにより、コンパクトで住みやすい生活空間を創出します。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">田園地域</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">本町を特徴づける景観要素として適切に維持・保全を図るとともに、農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持しつつ、田園風景との調和を図ります。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">森林地域</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">眺望景観の対象として、また、水源涵養や災害防止など、緑が有する多面的な機能に配慮しつつ、調和の取れた保全と活用を進めます。</td> </tr> </table> <p>多様な交流を支える軸づくり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">広域連携軸</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">広域的な人や物の流れを支える広域連携軸として位置づけ、整備促進、機能強化を図ります。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">地域間連携軸</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">隣接都市間、都市内の連携を強化する軸として位置づけ、広域的な連携や生活拠点との連携、地域間連携を促進する機能の強化を図ります。</td> </tr> </table> <p>個性ある拠点づくり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">生活拠点</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">多様なサービス機能が集積する生活拠点として、より一層の機能集積を目指します。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">産業拠点</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">周辺環境との調和に配慮しながら、活力ある操業環境を創出します。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">健康福祉拠点</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">住民の健康維持・増進の拠点として、誰もが訪れやすく利用しやすい空間づくりを目指します。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">アグリ交流拠点</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">地域の農業との連携を図りつつ、環境保全型農業の研究・交流の拠点にふさわしい空間形成を図ります。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">スポーツ交流拠点</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">誰もがいろいろな目的で楽しめるスポーツ・レクリエーションの拠点として、機能充実を目指します。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">歴史文化拠点</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">歴史・文化を後世に継承するための魅力ある空間の維持・形成を図ります。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">水と緑の拠点</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">アクセス性の向上や機能充実、周辺環境と一体となった良好な景観づくり、視点場づくりを目指します。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">親水交流エリア</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">身近に水に親しむとともに、人と人との新しい交流が生まれる空間として、誰もが集いやすい環境づくりを目指します。</td> </tr> </table> </div> <div style="width: 35%; text-align: right;">  <p>【将来都市構造図】</p> </div> </div>		市街地地域		生活の利便性を高めるとともに、既成市街地の再編、基盤整備と一体となった宅地化促進などにより、コンパクトで住みやすい生活空間を創出します。	田園地域		本町を特徴づける景観要素として適切に維持・保全を図るとともに、農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持しつつ、田園風景との調和を図ります。	森林地域		眺望景観の対象として、また、水源涵養や災害防止など、緑が有する多面的な機能に配慮しつつ、調和の取れた保全と活用を進めます。	広域連携軸		広域的な人や物の流れを支える広域連携軸として位置づけ、整備促進、機能強化を図ります。	地域間連携軸		隣接都市間、都市内の連携を強化する軸として位置づけ、広域的な連携や生活拠点との連携、地域間連携を促進する機能の強化を図ります。	生活拠点		多様なサービス機能が集積する生活拠点として、より一層の機能集積を目指します。	産業拠点		周辺環境との調和に配慮しながら、活力ある操業環境を創出します。	健康福祉拠点		住民の健康維持・増進の拠点として、誰もが訪れやすく利用しやすい空間づくりを目指します。	アグリ交流拠点		地域の農業との連携を図りつつ、環境保全型農業の研究・交流の拠点にふさわしい空間形成を図ります。	スポーツ交流拠点		誰もがいろいろな目的で楽しめるスポーツ・レクリエーションの拠点として、機能充実を目指します。	歴史文化拠点		歴史・文化を後世に継承するための魅力ある空間の維持・形成を図ります。	水と緑の拠点		アクセス性の向上や機能充実、周辺環境と一体となった良好な景観づくり、視点場づくりを目指します。	親水交流エリア		身近に水に親しむとともに、人と人との新しい交流が生まれる空間として、誰もが集いやすい環境づくりを目指します。
市街地地域		生活の利便性を高めるとともに、既成市街地の再編、基盤整備と一体となった宅地化促進などにより、コンパクトで住みやすい生活空間を創出します。																																						
田園地域		本町を特徴づける景観要素として適切に維持・保全を図るとともに、農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持しつつ、田園風景との調和を図ります。																																						
森林地域		眺望景観の対象として、また、水源涵養や災害防止など、緑が有する多面的な機能に配慮しつつ、調和の取れた保全と活用を進めます。																																						
広域連携軸		広域的な人や物の流れを支える広域連携軸として位置づけ、整備促進、機能強化を図ります。																																						
地域間連携軸		隣接都市間、都市内の連携を強化する軸として位置づけ、広域的な連携や生活拠点との連携、地域間連携を促進する機能の強化を図ります。																																						
生活拠点		多様なサービス機能が集積する生活拠点として、より一層の機能集積を目指します。																																						
産業拠点		周辺環境との調和に配慮しながら、活力ある操業環境を創出します。																																						
健康福祉拠点		住民の健康維持・増進の拠点として、誰もが訪れやすく利用しやすい空間づくりを目指します。																																						
アグリ交流拠点		地域の農業との連携を図りつつ、環境保全型農業の研究・交流の拠点にふさわしい空間形成を図ります。																																						
スポーツ交流拠点		誰もがいろいろな目的で楽しめるスポーツ・レクリエーションの拠点として、機能充実を目指します。																																						
歴史文化拠点		歴史・文化を後世に継承するための魅力ある空間の維持・形成を図ります。																																						
水と緑の拠点		アクセス性の向上や機能充実、周辺環境と一体となった良好な景観づくり、視点場づくりを目指します。																																						
親水交流エリア		身近に水に親しむとともに、人と人との新しい交流が生まれる空間として、誰もが集いやすい環境づくりを目指します。																																						
<p>2</p>																																								

6) 美浜町立地適正化計画

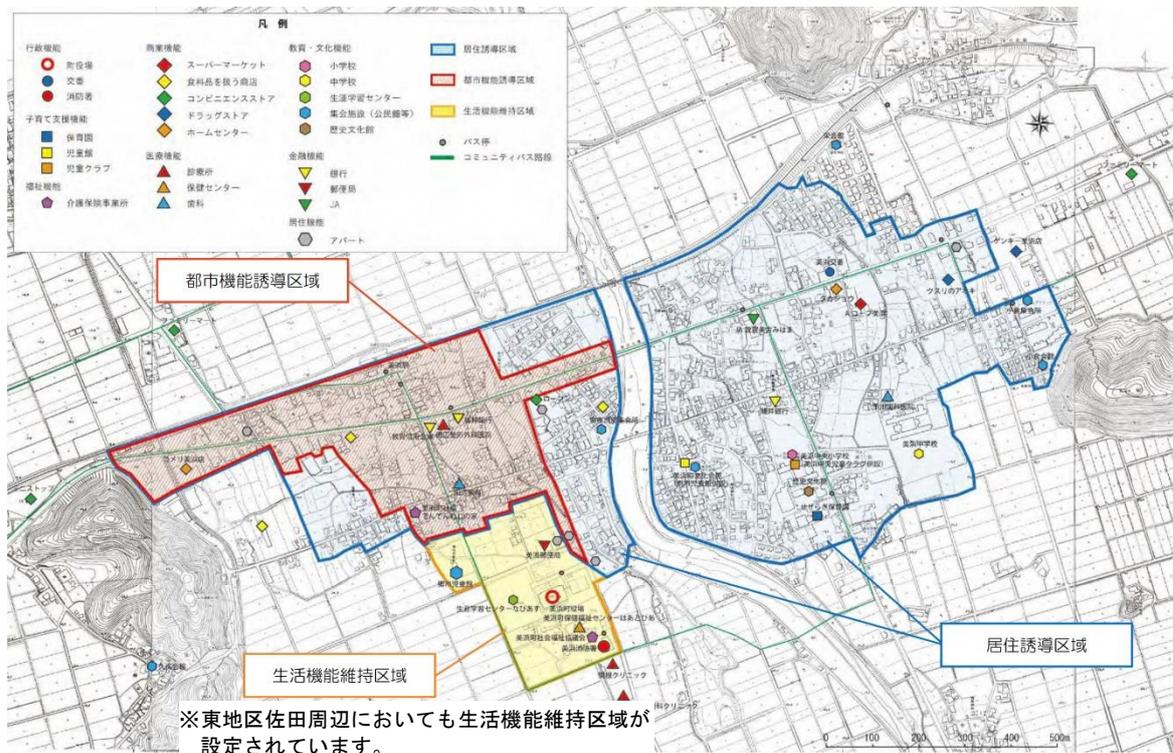
■策定年月	2019（平成31）年3月
■計画の目的	<p>少子高齢化が進行する本町において、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境の実現や持続可能な都市経営を可能とするため、『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりをめざす立地適正化計画を策定し、人口減少によるコミュニティの衰退や集落生活圏の生活サービスの確保などの課題について、効率的な居住機能や都市機能の誘導を進め、コンパクトシティの形成に向けたまちづくりに取り組んでいくことを目的としています。</p>
■目標年次	2019（平成31）年度～2040（令和22）年度
■まちづくりの基本理念	

地域と人々がつながり、いきいきと暮らせる にぎわいのまち 美浜

豊かな自然環境、歴史や文化といった地域資源を活かした拠点づくりを推進し、にぎわいにあふれる都市空間の形成を目指します。

鉄道や路線バスの利用圏を基本とした区域に居住を誘導し、人口密度や公共交通ネットワークを維持することにより、JR 美浜駅を核とする中心部と周辺住宅地や集落地が利便性の高い公共交通網で結ばれ、医療・福祉、子育て、商業などの生活サービスを受用することができ、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指します。

■居住誘導区域等の設定



7) 美浜町公共施設等総合管理計画

■策定年月	2017（平成29）年3月																																																																
■計画の目的	公共施設等の適正配置と計画的な保全を推進することで持続可能な町民サービスを提供するため、人口減少や少子高齢化、財政状況などの課題や制約を踏まえた上で、本町の公共施設の現況を勘案した公共施設等のあり方など基本的な方針を定めています。																																																																
■目標年次	2017（平成29）年度～2046（令和28）年度																																																																
■将来の更新費用試算	<p style="text-align: center;">【将来の公共施設の更新費用の推計】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>30年間の総額</th> <th>年平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共施設</td> <td>288.1億円</td> <td>9.6億円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(出所：総務省公共施設等更新費用試算ソフトを用いて作成)</p>					種別	30年間の総額	年平均	公共施設	288.1億円	9.6億円																																																						
種別	30年間の総額	年平均																																																															
公共施設	288.1億円	9.6億円																																																															
■行政系施設の概要と基本的な方針	<p>美浜町役場は適切な修繕・改修を行い、今後も維持していきませんが、将来建替の際には縮小を検討します。佐田出張所は行政窓口を廃止し、公民館機能については地域のニーズに対応するため移転を視野に入れた検討をしていきます。清掃管理所で保管している除雪用車両は他の公共施設へ移動させ、清掃管理所は民間への移譲を検討します。その他の施設は、行政サービスや防災に必要な施設であり、当面、現状の施設数を維持します。</p>																																																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>施設名</th> <th>地区</th> <th>延床面積（㎡）</th> <th>竣工年度</th> <th>耐震補強</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">庁舎等</td> <td>美浜町役場</td> <td>南</td> <td>8,898</td> <td>平成4年度</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>美浜町佐田出張所</td> <td>東</td> <td>88</td> <td>平成12年度</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>8,986</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※佐田出張所の中には山東公民館が設置されています。建物の外観上は一体であることから、上表の佐田出張所の延床面積には山東公民館部分を含んでいます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>施設名</th> <th>地区</th> <th>延床面積（㎡）</th> <th>竣工年度</th> <th>耐震補強</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">その他行政系施設</td> <td>美浜町防災行政無線天王山中継所</td> <td>耳</td> <td>13</td> <td>平成13年度</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>防災倉庫</td> <td>南</td> <td>170</td> <td>平成27年度</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>美浜町水防倉庫</td> <td>耳</td> <td>105</td> <td>平成13年度</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>美浜町竹波原子力防災センター</td> <td>東</td> <td>357</td> <td>平成28年度</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>清掃管理所</td> <td>耳</td> <td>413</td> <td>不明</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>1,057</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					分類	施設名	地区	延床面積（㎡）	竣工年度	耐震補強	庁舎等	美浜町役場	南	8,898	平成4年度	不要	美浜町佐田出張所	東	88	平成12年度	不要	合計		8,986			分類	施設名	地区	延床面積（㎡）	竣工年度	耐震補強	その他行政系施設	美浜町防災行政無線天王山中継所	耳	13	平成13年度	不要	防災倉庫	南	170	平成27年度	不要	美浜町水防倉庫	耳	105	平成13年度	不要	美浜町竹波原子力防災センター	東	357	平成28年度	不要	清掃管理所	耳	413	不明	不明	合計			1,057		
分類	施設名	地区	延床面積（㎡）	竣工年度	耐震補強																																																												
庁舎等	美浜町役場	南	8,898	平成4年度	不要																																																												
	美浜町佐田出張所	東	88	平成12年度	不要																																																												
	合計		8,986																																																														
分類	施設名	地区	延床面積（㎡）	竣工年度	耐震補強																																																												
その他行政系施設	美浜町防災行政無線天王山中継所	耳	13	平成13年度	不要																																																												
	防災倉庫	南	170	平成27年度	不要																																																												
	美浜町水防倉庫	耳	105	平成13年度	不要																																																												
	美浜町竹波原子力防災センター	東	357	平成28年度	不要																																																												
	清掃管理所	耳	413	不明	不明																																																												
合計			1,057																																																														

第3章 基本的な考え方

1. 基本目標及び事前に備えるべき目標

国の基本計画との調和を図るため、下記の4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

1-1 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

1-2 事前に備えるべき目標

- ① 人命の保護
- ② 救助・救急、医療活動等の迅速な対応
- ③ 必要不可欠な行政機能の確保
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスの確保
- ⑤ 経済活動の維持
- ⑥ ライフライン（電気、上下水道、交通網、燃料等）の確保および早期復旧
- ⑦ 二次災害の防止
- ⑧ 迅速な再建・回復

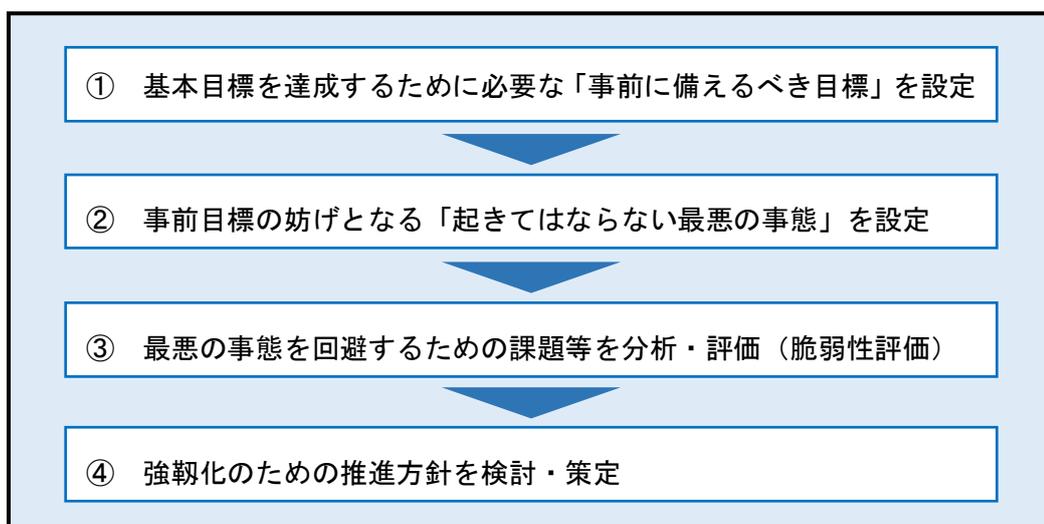
第4章 推進方針策定に向けた基本的な考え方

1. 脆弱性評価の考え方

国基本計画、県地域計画では、国土強靱化基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。

■ 脆弱性評価の手順



2. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

区に基本計画で定められている45項目の「リスクシナリオ」に基づき、県基本計画や本町の地域特性を踏まえ、以下の21項目を「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）として」設定した。

■ 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

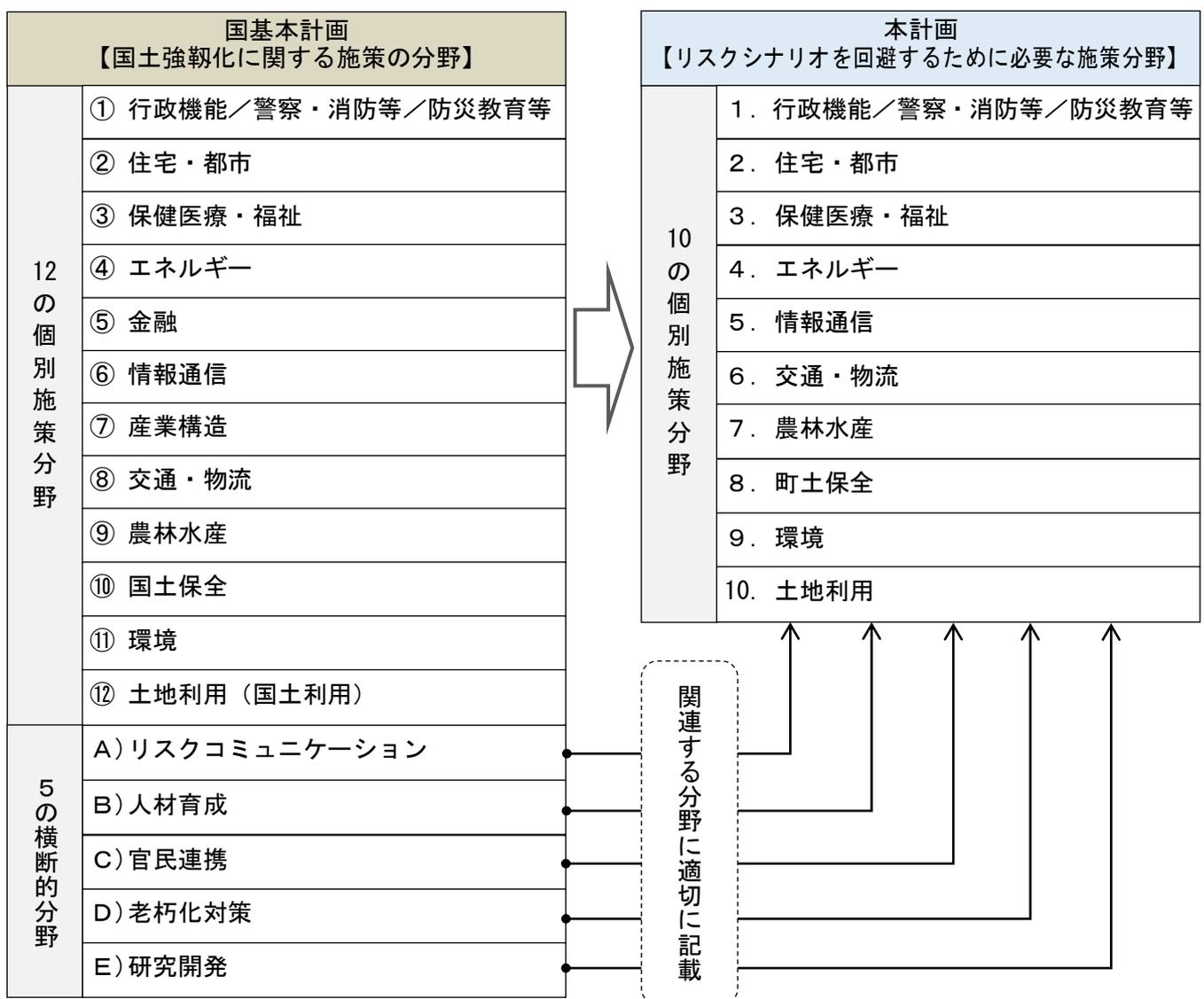
事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	
1	人命の保護	1-1	大規模地震による住宅・建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	大雪による地域交通・輸送ルートの分断、住宅・建物等の倒壊
2	救助・救急、医療活動等の迅速な対応	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	行政機能の確保	3-1	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	情報通信機能の確保	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	情報伝達の不備や危機意識の不足等による避難行動の遅れで死傷者が拡大
5	経済活動の維持	5-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺
6	ライフライン（電気、上下水道、交通網、燃料等）の確保	6-1	ライフライン（電気、上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止
		6-2	地域交通ネットワークが分断する事態
7	二次災害の防止	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	迅速な再建・回復	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、地域に精通した技術者）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3. リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定

国基本計画において設定された施策分野に留意しつつ、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせや、地域社会・経済の強靱化、一体的・効果的な取組の推進などの視点を総合的に勘案し、本計画におけるリスクシナリオを回避するために必要な施策分野について、県計画との調和及び県土全体の一体的強靱化を図るため、下記1～10のとおり設定します。

また、国基本計画における5つの横断的分野については、関連する各施策分野に応じ、推進方針に位置づけるものとします。

■ 国基本計画と本計画の施策分野



第5章 リスクシナリオごとの脆弱性評価と推進方針及び重要業績指標

1. 人命の保護

1-1 大規模地震による住宅・建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

1. 行政機能／消防等／防災教育等

※関連する施策分野を示します。(以下同様)

①消防の救助体制の強化（敦賀・美方消防組合、総務課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○災害時の対応能力強化のため、敦賀美方消防組合が進める消防施設及び消防車両の整備を支援していくことが必要である。	○敦賀美方消防組合が進める消防施設及び消防車両の整備を支援する。
②消防団の整備（敦賀・美方消防組合、総務課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、消防団の人員確保及び装備品の整備等を支援していくこと必要がある。	○消防団の人員確保及び装備品の整備等を支援する。
③自主防災組織の育成（エネルギー政策課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○地域防災力向上のため、自助・共助による地域防災の体制を構築する必要がある。	○自主防災組織の設立促進や活動を支援し、地域の防災意識の向上を図るとともに、自助・共助による地域防災体制の構築を促進する。

2. 住宅・都市

①木造住宅の耐震診断、耐震改修の促進（土木建築課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○旧耐震基準で建築された木造住宅に居住している町民に対して、耐震化の必要性和支援制度の周知を強化する必要がある。	○旧耐震基準で建設された木造住宅に居住している町民に対して、耐震化の必要性和支援制度の周知を強化し、耐震化を促進する。
②町営住宅の改修（土木建築課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○住宅セーフティネットの根幹を担う町営住宅を適切に管理する必要がある。	○美浜町公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の適切な管理を推進する。
③老朽危険空家対策（土木建築課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○大規模地震により倒壊する危険性がある老朽危険空家の除却を推進する必要がある。	○関係機関等の協力を得ながら、補助事業などの拡充等により老朽危険空家対策を図る。

④無電柱化の推進（土木建築課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○避難路の通行を妨げないための取組を推進する必要がある。	○災害時に救急活動や避難の妨げとならないよう避難路の無電柱化を検討し、計画的に無電柱化を推進する。
⑤集会所（避難所）の耐震診断の推進（土木建築課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○旧耐震基準で建築された集会所（避難所）の耐震化の必要性と支援制度の周知を強化する必要がある。	○旧耐震基準で建築された集会所（避難所）について、耐震化の必要性と支援制度の周知を強化し耐震化を促進する。
⑥避難所（学校施設）の非構造部材の耐震化（教育委員会事務局）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○地震発生時に避難所となる小学校体育館等について、適切に利用が図られるよう非構造部材の耐震化を講じる必要がある。	○拠点避難所に位置づけられている小学校体育館等について、窓ガラスの飛散防止対策等、非構造部材の耐震化を推進する。

■ リスクシナリオ1-1に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R1）	目標値（R7）	担当課
自主防災組織数	19 集落	37 集落	エネルギー政策課
特定空家解体制度利用者件数（累計）	10 件	20 件	土木建築課
無電柱化の路線延長	0m	529m	土木建築課

1-2 大規模津波等による多数の死者の発生

1. 行政機能／消防等／防災教育等

①津波対策の周知（エネルギー政策課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○町民の津波災害に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。	○防災ハンドブックやハザードマップを活用して、町民に防災情報の収集・伝達の方法や避難行動等について周知し、津波災害に対する危機管理意識の向上を図る。

2. 住宅・都市

①無電柱化の推進（土木建築課）【再掲】	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○避難路の通行を妨げないための取組を推進する必要がある。	○災害時に救急活動や避難の妨げとならないよう避難路の無電柱化を検討し、計画的に無電柱化を推進する。

6. 交通・物流

①橋梁の維持管理（土木建築課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○津波避難路上の橋梁の安全性を確保するため、適正に維持管理を行う必要がある。	○津波避難路上の町道の橋梁について、橋梁長寿命化修繕計画に基づき点検を実施し、必要に応じて修繕等を行うとともに、適正に維持管理を行う。

7. 農林水産

①海岸保全施設の維持管理（産業振興課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○大規模地震及び台風による津波・高潮の被害を軽減するため、海岸線や漁港外郭施設等について対策を講じる必要がある。	○大規模地震及び大型台風発生時の津波や、高潮による被害を軽減するため、県が行う海岸保全施設整備事業の促進を図る。

■リスクシナリオ1-2に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R1）	目標値（R7）	担当課
橋梁修繕工事完了基数	4基	6基	土木建築課
無電柱化の路線延長	0m	529m	土木建築課

1-3 台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地等の浸水

1. 行政機能／消防等／防災教育等

①風水害対策の周知（エネルギー政策課）	
<脆弱性評価>	<推進方針>
○町民の風水害に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。	○防災ハンドブックやハザードマップを活用して、町民に防災情報の収集・伝達の方法や避難行動等について周知し、風水害に対する危機管理意識の向上を図る。

2. 住宅・都市

①河川整備（土木建築課）	
<脆弱性評価>	<推進方針>
○集中豪雨等に伴う大規模水害等を未然に防ぐため、河川改修事業の促進を図る必要がある。	○集中豪雨等に伴う大規模水害等を未然に防ぐため、河川・水路整備等を実施するとともに、県が実施する河川改修事業の促進を図る。

7. 農林水産

①治水対策の推進（土木建築課）	
<脆弱性評価>	<推進方針>
○農地などへの水害を未然に防ぐため、老朽化した樋門等を速やかに改修する必要がある。	○樋門等の所有者や管理者と協議し、緊急性の高い順に、老朽化対策を行う。

■ リスクシナリオ 1-3 に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R1）	目標値（R7）	担当課
耳川ハザードマップ（想定最大規模降雨）の作成	未作成	作成	土木建築課
浚渫事業実施件数	3件	5件	土木建築課

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

1. 行政機能／消防等／防災教育等

①土砂災害対策の周知（エネルギー政策課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○町民の土砂災害に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。	○防災ハンドブックやハザードマップを活用して、町民に防災情報の収集・伝達の方法や避難行動等について周知し、土砂災害に対する危機管理意識の向上を図る。

2. 住宅・都市

①土砂災害対策の推進（土木建築課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○新たに土砂災害の危険性が高まっている地域について、県による再調査を促進し、土砂災害警戒区域の追加指定などの対策を図る必要がある。	○県が実施する砂防対策等の促進を図るとともに、県及び町が実施する土砂災害危険箇所対策を計画的に実施する。

7. 農林水産

①森林整備の支援（産業振興課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○森林が持つ水源涵養機能をより発揮し、土砂災害の防止や被害軽減を図るため、森林整備を促進する必要がある。	○土砂災害の防止や被害軽減を図るため、森林が持つ水源涵養機能をより発揮し、森林組合や自伐林家による間伐、植林等の森林整備を支援する。

■ リスクシナリオ1-4に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R1）	目標値（R7）	担当課
急傾斜地保全対策事業実施件数	0件	1件	土木建築課

1-5 大雪による地域交通・輸送ルートへの分断、住宅・建物等の倒壊

2. 住宅・都市

①町の除雪機械更新及び除雪協力事業者への補助（土木建築課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○除雪路線に降り積もった雪を迅速に除雪し、安全な通行を確保するため、十分な除雪能力を確保する必要がある。	○除雪機械の老朽化により除雪効率が低下していることから、町が所有する除雪機械の更新及び除雪協力事業者が所有する除雪機械の更新に対する補助を行い、安全で安心な通行を確保する。
②除雪車両基地の修繕・改修（土木建築課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○除雪機械を安全に保管し、速やかな出動や機械の長寿命化を図るため、老朽化した除雪車両基地を修繕・改修する必要がある。	○老朽化した除雪車両基地を修繕・改修し、除雪機械を安全に保管し、速やかな出動や機械の長寿命化を図る。
③道路交通網の確保（土木建築課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○大雪時においても、国道や主要県道の寸断を防ぐため、幹線道路交通網を確実に確保する必要がある。	○事前の広域的な除雪体制の構築や通行規制の実施など、国道や主要県道を管轄する国や県などと連携を強化して、迅速な対応を要請する。
④消雪装置の設置（土木建築課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○大雪時の道路交通網のマヒを回避するため、道幅の狭い幹線道路の消雪対策が必要である。	○大雪時の道路交通網のマヒを回避するため、道幅の狭い幹線道路に消雪装置の整備を推進する。
⑤老朽危険空家対策（土木建築課）【再掲】	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○大規模地震により倒壊する危険性がある老朽危険空家の除却を推進する必要がある。	○関係機関等の協力を得ながら、補助事業などの拡充等により老朽危険空家対策を図る。

■ リスクシナリオ1-5に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R1）	目標値（R7）	担当課
購入除雪車数	0台	1台	土木建築課
消雪装置設置延長	0m	2,000m	土木建築課
特定空家解体制度利用者件数（累計）	1件	20件	土木建築課

2. 救助・救急、医療活動等の迅速な対応

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

1. 行政機能／消防等／防災教育等

① 飲料水、食料品、生活必需品等の備蓄・調達体制の確立（エネルギー政策課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
<ul style="list-style-type: none"> ○物資供給、物資調達に関して確実性を高めるため、各種団体と締結している災害時応援協定の実効性を向上させるとともに、民間事業者との協定締結をより一層進める必要がある。 ○妊婦や乳幼児、アレルギー児なども考慮し、備蓄品を充実させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時の物資供給、物資搬送に関して、各種団体や民間事業者と協定を締結するなど連携強化に努める。 ○食料や飲料水、生活必需品等備蓄品の充実を図る。

6. 交通・物流

① 橋梁の維持管理（土木建築課）【再掲】

<脆弱性評価>	<推進方針>
<ul style="list-style-type: none"> ○津波避難路上の橋梁の安全性を確保するため、適正に維持管理を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○津波避難路上の町道の橋梁について、橋梁長寿命化修繕計画に基づき点検を実施し、必要に応じて修繕等を行うとともに、適正に維持管理を行う。

■ リスクシナリオ2-1に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R1）	目標値（R7）	担当課
橋梁修繕工事完了基数	4基	6基	土木建築課

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

1. 行政機能／消防等／防災教育等

①自主防災組織の育成（エネルギー政策課）【再掲】

<脆弱性評価>	<推進方針>
○地域防災力向上のため、自助・共助による地域防災の体制を構築する必要がある。	○自主防災組織の設立促進や活動を支援し、地域の防災意識の向上を図るとともに、自助・共助による地域防災体制の構築を促進する。

②災害協定締結の推進（エネルギー政策課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
○災害発生時にも孤立集落までの経路を啓開できる体制を構築する必要がある。	○各種団体と、特に広域的な災害協定の締結を推進し、災害発生時にも速やかに孤立集落までの経路を啓開できる体制の構築に努める。

3. 保健医療・福祉

①避難行動要支援者への対応（健康福祉課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
○要配慮者のうち、災害時の避難等に特に支援を要する避難行動要支援者に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、地域による避難支援体制の構築と、対象者を掲載した名簿の作成・活用などの対策を促進する必要がある。	○地域による、避難行動要支援者に対する見守り活動などの取組を支援する。

6. 交通・物流

①緊急輸送道路等の機能確保（土木建築課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
○自然災害等により、交通ネットワークの断絶が及ぼす中山間地域の孤立を防ぐため、町が管理する緊急輸送道路等の耐災害性の向上や、維持管理、橋梁の長寿命化を推進する必要がある。	○孤立する可能性がある集落と連絡する、町が管理する緊急輸送道路等の耐災害性の向上や、維持管理、橋梁の長寿命化を推進する。

②緊急輸送等の機能確保（エネルギー政策課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
○孤立する恐れのある集落への輸送手段を確保するとともに、緊急輸送時の体制を構築する必要がある。	○孤立する可能性がある集落への輸送手段として、ヘリコプターの利用や既設ヘリポートを有効活用するとともに、緊急輸送時に関係機関と連携して対応するための体制を構築する。

■ リスクシナリオ 2-2 に対する目標の設定

重要業績指標 (KPI)	現状値 (R1)	目標値 (R7)	担当課
自主防災組織数	19	37	エネルギー政策課

2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

3. 保健医療・福祉

①被災時の医療支援体制の整備（健康福祉課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
<p>○災害時の速やかな救護所の設置、患者の搬入体制の確保、重傷者に対する迅速かつ適切な処置及び被災者の健康調査の実施体制を整備する必要がある。</p> <p>○県や三方郡医師会等の協力を得て、患者の搬送体制を確保する必要がある。</p>	<p>○平時から県、三方郡医師会等の関係機関との連携を強化し、災害時の速やかな応急医療及び患者搬送、健康調査ができる体制の整備に努める。</p>

■リスクシナリオ2-3に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R1）	目標値（R7）	担当課
三方郡医師会との協定の締結	締結	締結	エネルギー政策課

2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

1. 行政機能／消防等／防災教育等

①避難所における感染症対策の周知徹底（健康福祉課）	
<脆弱性評価>	<推進方針>
○感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から一般的な感染症予防策の啓発をするとともに予防接種を促進する必要がある。	○平時からの感染症予防対策（手洗い、うがい等）の啓発や予防接種を推進するとともに、災害時の避難所における感染症拡大防止対策の周知徹底を図りながら、手指消毒剤等の衛生用品の配備に努める。

2. 住宅・都市

①衛生面の確保（上下水道課、エネルギー政策課）	
<脆弱性評価>	<推進方針>
○避難所における疫病・感染症等の大規模な発生を防止するための設備を整備する必要がある。	○災害発生時の下水機能不全に備え、避難所において汚水を直接公共下水道に流すことができ、衛生面で優れているマンホールトイレの整備や仮設トイレの確保を推進する。
②埋火葬体制の強化（住民環境課）	
<脆弱性評価>	<推進方針>
○火葬業務を円滑に実施するための埋火葬体制を整備する必要がある。	○大規模災害に備え、防疫業務における県との協力や、円滑な火葬業務のための体制を整備する。

■ リスクシナリオ 2-4 に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R1）	目標値（R7）	担当課
感染症対策用備蓄品設置避難所数	1箇所	4箇所	健康福祉課

3. 行政機能の確保

3-1 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

1. 行政機能／消防等／防災教育等

①庁舎の改修（総務課）	
<脆弱性評価>	<推進方針>
<p>○緊急時の非常用発電機の連続可能運転時間については、国が推奨する3日間（72時間）連続運転に対し、当町においては、地下重油タンク満タン（5,000ℓ）時で約5日間（120時間）連続運転可能であり、引き続き機能の維持を図っていく必要がある。</p> <p>○防災及び発災時に重要な拠点として機能すべき庁舎については、今後もその機能の維持を図っていく必要がある。</p>	<p>○今後も非常時の発電及び災害対応拠点への通電を確保するため、定期的な保守点検を実施していく。</p> <p>○施設の老朽化に対応するため、庁舎の長寿命化計画の策定及び改修の実施について検討していく。</p>
②業務の継続性確保、機能的活動体制の整備（総務課、エネルギー政策課）	
<脆弱性評価>	<推進方針>
<p>○震災時業務継続計画（BCP）に基づき、業務継続のための資源の確保と、平常時から非常時優先業務実施の体制を構築するとともに、必要に応じ適宜内容を見直し、実効性のある計画にする必要がある。</p>	<p>○震災時業務継続計画（BCP）について、訓練で確認し評価・検証を行いながら、より実効性のある計画として見直しを図るとともに、資源の確保や非常時優先業務の確認、及びその体制づくりのため、BCP業務実施マニュアルの周知徹底を図り、職員の意識高揚と定着を図る。</p>
③応援・受援体制の整備（総務課、エネルギー政策課）	
<脆弱性評価>	<推進方針>
<p>○大規模災害発生時、本町のみでの対応では支障を来す場合が想定されることから、非常時に応援を要請する自治体を各分野で確保する必要がある。</p>	<p>○大規模災害発生時に、他の自治体からの応援を円滑に受け入れるため、応援・受援計画を整備し、速やかな応援要請と受入体制を整えるよう努める。</p>

5. 情報通信

①行政情報通信基盤・情報伝達体制の強化（総務課、エネルギー政策課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
○行政情報データの消失による業務の混乱を防ぐため、データ消失防止等の耐災害対策を講じる必要がある。	○庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、重要な通信回線の二重化やネットワーク機器の冗長化、システムのクラウド利用など耐災害性の強化に取り組む。

■リスクシナリオ3-1に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R1）	目標値（R7）	担当課
職員情報系システムの対災害性強化	未対応	対応	総務課

4. 情報通信機能の確保

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

4. エネルギー

①避難所における電力確保（総務課、エネルギー政策課）

＜脆弱性評価＞	➡	＜推進方針＞
○災害時において適切な避難所機能の維持を図るため、停電に備える必要がある。		○非常用発電機の整備を検討するとともに、可搬型の発電機や電気自動車を電源とする給電器を整備し、避難所の停電に備える。

②通信施設における非常用電源の整備（総務課）

＜脆弱性評価＞	➡	＜推進方針＞
○緊急時の非常用発電機の連続可能運転時間については、国が推奨する3日間（72時間）連続運転に対し、当町においては、地下重油タンク満タン（5,000ℓ）時で約5日間（120時間）連続運転可能であり、引き続き機能の維持を図っていく必要がある。		○今後も非常時の発電及び災害対応拠点への通電を確保するため、定期的な保守点検を実施していく。

5. 情報通信

①行政情報通信基盤・情報伝達体制の強化（総務課、エネルギー政策課）【再掲】

＜脆弱性評価＞	➡	＜推進方針＞
○行政情報データの消失による業務の混乱を防ぐため、データ消失防止等の耐災害対策を講じる必要がある。		○庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、重要な通信回線の二重化やネットワーク機器の冗長化、システムのクラウド利用など耐災害性の強化に取り組む。

■リスクシナリオ4-1に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R1）	目標値（R7）	担当課
非常用電力設備の定期保守の実施	—	実施	総務課

4-2 情報伝達の不備や危機意識の不足等による避難行動の遅れで死傷者が拡大

1. 行政機能／消防等／防災教育等

①住民等への情報伝達体制の強化（エネルギー政策課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○災害発生時において、町民や一時滞在者に対し、災害情報等を的確に伝達する必要がある。	○防災情報伝達システムに加え、ケーブルテレビや、戸別受信機、防災アプリなど、多様な災害情報の伝達方法を引き続き確保するとともに、町民に対し防災アプリ等の活用の周知を図る。
②自主防災組織の育成（エネルギー政策課）【再掲】	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○地域防災力向上のため、自助・共助による地域防災の体制を構築する必要がある。	○自主防災組織の設立促進や活動を支援し、地域の防災意識の向上を図るとともに、自助・共助による地域防災体制の構築を促進する。
③防災教育の推進（教育委員会事務局）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○小中学校の児童・生徒に対して、日頃から防災・防犯教育を進めていく必要がある。	○学校において、危機管理マニュアル（危機対処要領）の整備・見直しを行うとともに、小中学校の児童・生徒に、町が実施する総合防災訓練への参加を促す。また、自分の身を自ら守る力をつけるため、様々な災害に対応できる避難訓練の実施に加え、学習場面等を活用して学年毎の発達段階に応じた防災・防犯教育を計画的に実施する。

3. 保健医療・福祉

①避難行動要支援者への対応（健康福祉課）【再掲】	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○要配慮者のうち、災害時の避難等に特に支援を要する避難行動要支援者に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、地域による避難支援体制の構築と、対象者を掲載した名簿の作成・活用などの対策を促進する必要がある。	○地域による、避難行動要支援者に対する見守り活動などの取組を支援する。

■ リスクシナリオ 4-2 に対する目標の設定

重要業績指標 (KPI)	現状値 (R1)	目標値 (R7)	担当課
自主防災組織数	19	37	エネルギー政策課
防災アプリの登録者数 (累計)	—	4,100	エネルギー政策課

5. 経済活動の維持

5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺

2. 住宅・都市

①商工業等事業所における事業継続力強化計画の策定促進（産業振興課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
<p>○非常時においても企業等の活動が停滞しないよう、商工会等の関係業界団体と協力体制を構築し、企業等による事業継続力強化計画の策定を促進する必要がある。</p>	<p>○企業等は、関係業界団体との協力体制のもと事業継続力強化計画を策定し、非常時にも事業継続できるよう努める。</p> <p>また、企業等が事業継続力強化計画を策定するにあたり、関係業界団体と連携を図りながら必要な支援を行う。</p>

■リスクシナリオ5-1に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R1）	目標値（R7）	担当課
事業継続力強化計画策定事業所数	0事業所	10事業所	産業振興課

6. ライフライン（電気、上下水道、交通網、燃料等）の確保

6-1 ライフライン（電気、上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止

2. 住宅・都市

①上水道施設の耐震化（上下水道課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○持続可能な水道事業を実現するため、最重要施設の耐震化を、計画的に進める必要がある。	○災害時においても安定して水道水を供給するため、導水管・送水管及び配水施設等の耐震化を推進する。
②下水道施設の耐震化（上下水道課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○大規模地震等の災害が発生しても汚水処理機能を維持し、ライフラインの長期間にわたる機能停止を防止する必要がある。	○下水道施設や集落排水処理施設の耐震診断の推進、その結果に応じた耐震化、施設の長寿命化を図る。

■ リスクシナリオ6-1に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R1）	目標値（R7）	担当課
基幹管路耐震化率（水道）	49%	57%	上下水道課

6-2 地域交通ネットワークが分断する事態

6. 交通・物流

①橋梁の維持管理（土木建築課）【再掲】	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○津波避難路上の橋梁の安全性を確保するため、適正に維持管理を行う必要がある。	○津波避難路上の町道の橋梁について、橋梁長寿命化修繕計画に基づき点検を実施し、必要に応じて修繕等を行うとともに、適正に維持管理を行う。
②公共交通の継続的運行（まちづくり推進課、住民環境課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○災害時の公共交通（JR・福井鉄道・美浜自動車等）の運行を確保するため、事業者や県等と連携体制の強化等を図る必要がある。	○公共交通の安全で安定した運行を確保するため、事業者や県、沿線市町との連携体制を強化するとともに、公共交通の運行状況等の情報の速やかな提供に努める。
③交通施設等の耐災害性の強化（住民環境課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○大規模災害が発生しても公共交通ネットワークを確保するため、交通施設等において、地震や土砂災害対策等を推進する必要がある。	○災害時においても公共交通ネットワークを確保するため、交通施設等において、耐災害性の強化を図る。

■リスクシナリオ6-2に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R1）	目標値（R7）	担当課
橋梁修繕工事完了基数	4基	6基	土木建築課

7. 二次災害の防止

7-1 市街地での大規模火災の発生

1. 行政機能／消防等／防災教育等

①消防の救助体制の強化（敦賀・美方消防組合）【再掲】	
<脆弱性評価>	<推進方針>
○災害時の対応力強化のため、敦賀美方消防組合が進める消防施設及び消防車両の整備を支援していく必要がある。	○敦賀美方消防組合が進める消防施設及び消防車両の整備を支援する。
②防火意識の高揚（敦賀・美方消防組合）	
<脆弱性評価>	<推進方針>
○市街地での大規模火災の発生を防止するため、町民の防火意識の高揚を図る必要がある。	○町民の防火意識の高揚を図るため、住宅用防火・防災機器等の設置及び維持に関する広報や、住宅防火診断等の促進を支援する。
③消防団の整備（敦賀・美方消防組合）【再掲】	
<脆弱性評価>	<推進方針>
○消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、消防団の人員確保及び装備品の整備等を支援していく必要がある。	○消防団の人員確保及び装備品の整備等を支援する。
④自主防災組織の育成（エネルギー政策課）【再掲】	
<脆弱性評価>	<推進方針>
○地域防災力向上のため、自助・共助による地域防災の体制を構築する必要がある。	○自主防災組織の設立促進や活動を支援し、地域の防災意識の向上を図るとともに、自助・共助による地域防災体制の構築を促進する。

2. 住宅・都市

①延焼防止のためのオープンスペースの確保（土木建築課）	
<脆弱性評価>	<推進方針>
○木造住宅が密集する住宅地での延焼防止等を図る必要がある。	○延焼を軽減するための道路空間、公園緑地などオープンスペースの確保等を図る。

■ リスクシナリオ7-1に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R1）	目標値（R7）	担当課
自主防災組織数	19	37	エネルギー政策課

7-2 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

2. 住宅・都市

①防災施設の管理（土木建築課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
○機能不全による二次災害の発生を防ぐため、河川管理施設（水門・樋門等）等について適切な維持管理・更新を実施する必要がある。	○河川管理施設（水門・樋門等）等について、適切な維持管理・更新を実施する。

■リスクシナリオ7-2に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R1）	目標値（R7）	担当課
集会所耐震診断件数	0件	1件	土木建築課
浚渫事業実施件数	3件	5件	土木建築課

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

7. 農林水産

①農地保全（土木建築課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○災害リスクに対応した農業用水利施設等の保全管理や機能強化を推進する必要がある。	○用排水施設、ため池、農道施設、地すべり防止施設等の計画的な整備など、農村地域の防災・減災対策を推進する。
②治山対策（産業振興課、土木建築課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○荒廃地や災害の危険性の高い森林において、災害に強い森づくりを進める必要がある。	○山地被害を未然に防止するため、治山ダムなどの防災施設や森林整備により、災害に強い森づくりを推進する。

■ リスクシナリオ7-3に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R1）	目標値（R7）	担当課
森林境界の確認地区数	4	9	産業振興課

8. 迅速な再建・回復

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1. 行政機能／消防等／防災教育等

①災害廃棄物処理計画の策定（住民環境課）	
<脆弱性評価>	<推進方針>
○災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、町民の生活環境の保全と、速やかな復旧・復興を果たすため、災害廃棄物処理計画が必要である。	○災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、県及び近隣市町の計画と整合性を図りながら、災害廃棄物処理計画を策定する。

■リスクシナリオ8-1に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R1）	目標値（R7）	担当課
災害廃棄物処理マニュアルの策定	未策定	策定	住民環境課

1. 行政機能／消防等／防災教育等

① 県・関連機関等との連携強化（総務課、エネルギー政策課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
○町職員・施設等被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。	○応援協定に基づき、被災地への応援を迅速に行う際の手続きが円滑に行えるよう、平時から訓練等を通じて県・関連機関等との連携を強化しておく。

② 震災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成（土木建築課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
○避難所となる公共施設をはじめ、住宅等が被災した場合、避難所としての利用や立ち入りの可否等について、専門的見地から判断できる人員が必要である。	○地震で被災した建物や宅地について、余震等による二次災害を防止するため、講習会や模擬訓練を実施し、震災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士を養成する。

10. 土地利用

② 地籍調査（土木建築課）

<脆弱性評価>	<推進方針>
○災害時の迅速な復旧・復興と公共事業の円滑化を図るため、地籍調査を推進する必要がある。	○復旧・復興時に公共事業を円滑に行うため、土地境界の把握に必要な地籍調査を継続して実施し、土地の境界を明確にして行政財産の適正な管理を図る。

■ リスクシナリオ 8-2 に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R1）	目標値（R7）	担当課
震災建築物応急危険度判定士資格取得者数	—	+5 人	土木建築課
被災住宅危険度判定士資格取得者数	—	+5 人	土木建築課
地籍調査事業における完了地区数（平地）	0 地区	4 地区	土木建築課

1. 行政機能／消防等／防災教育等

①自主防災組織の育成（エネルギー政策課）【再掲】	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○地域防災力向上のため、自助・共助による地域防災の体制を構築する必要がある。	○自主防災組織の設立促進や活動を支援し、地域の防災意識の向上を図るとともに、自助・共助による地域防災体制の構築を促進する。
②防災士の育成（エネルギー政策課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○地域防災力を向上させるため、その中心となる地域の防災リーダーの育成・確保を図る必要がある。	○地域の防災リーダーを担う防災士の充実を図るための支援を行う。
③防犯活動を通じた防犯意識の醸成（総務課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○平時から、地域の防犯意識を高揚する啓発や、災害時には自ら地域を守るため防犯隊を設置しており、地域を守る活動を強化して、防犯意識の醸成を図る必要がある。	○平時から、地域の防犯意識を高揚させる啓発を行うとともに、防犯隊によるパトロール等の活動を通じて防犯意識の醸成を図る。
④ボランティア団体との連携強化（健康福祉課、エネルギー政策課）	
＜脆弱性評価＞	＜推進方針＞
○災害発生時の混乱を防ぐため、ボランティアの迅速な受入れや、ボランティア団体等とも連携強化を図る必要がある。	○ボランティア活動が円滑に実施されるよう、団体等との協働による組織体制を整備するとともに、町内外のボランティア団体等の連携強化を図る。

リスクシナリオ8-3に対する目標の設定

重要業績指標（KPI）	現状値（R1）	目標値（R7）	担当課
自主防災組織数	19	37	エネルギー政策課

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、全庁横断的な体制のもと、「第五次美浜町総合振興計画」をはじめとした各種計画とも連携を図りながら推進していく必要があります。また、地域の強靱化に向けては、本町のみならず、国や県、近隣市町、関係団体や事業者、そして町民との連携・協力が不可欠であることから、平時から関係構築を進めて、効果的な施策の実施に努めます。

2. 各種施策の推進と進捗管理

本計画に位置づけた各種施策については、「第五次美浜町総合振興計画」、「第2期美浜創生総合戦略」、「美浜町地域防災計画」及び関連する分野別計画と連携しながら、計画的かつ着実に取組を推進します。

また、本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。

加えて、本計画に大きく影響を及ぼす諸計画の改訂、見直し等が行われた場合は、関連する脆弱性評価や推進方針について、必要に応じ適宜見直しを図ります。

